

第4次 大仙市地域福祉計画

大仙市社会福祉協議会 第5期 地域福祉活動計画

令和3年度～令和5年度



地域のみんなで支え合う
ぬくもりのあるまちづくり



秋田県大仙市



社会福祉法人 大仙市社会福祉協議会

令和3年3月

はじめに



大仙市と大仙市社会福祉協議会は、すべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、「第3次大仙市地域福祉計画・第4期大仙市社会福祉協議会地域福祉活動計画」に基づき、「自助」「共助」「公助」の取り組みによる「地域ぐるみの福祉」を推進してまいりました。

3年が経過した現在、地域福祉に対する市民の意識は徐々に高まりつつあるものの、地域社会の担い手はあらゆる分野で減少しており、加えて、今般の新型コロナウイルス感染症対策など新たな課題も生じており、地域の生活課題は複雑・多岐にわたっております。

このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、大仙市と大仙市社会福祉協議会は、「自助」「共助」「公助」の一層の強化とそれぞれの連携による「地域共生社会」の実現を目指すため、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「第4次大仙市地域福祉計画・第5期大仙市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定いたしました。

本計画は、市が策定する各福祉計画に基づく「公的福祉サービス」と「住民の自発的な福祉活動」の連結による総合的なサービスを地域ぐるみの福祉活動として推進していくための方策と行動計画を示すものであり、「大仙市再犯防止推進計画」及び「大仙市成年後見制度利用促進基本計画」を包含するものであります。

今後、本計画に基づき、関係者の皆様と連携しながら、基本理念であります「地域のみんなで支え合う　ぬくもりのあるまちづくり」を進めてまいりたいと思いますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見やご提言をいただいた大仙市福祉関係計画等審議委員会及び大仙市社会福祉協議会第5期地域福祉活動計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、関係団体の皆様やアンケート調査など様々な機会においてご協力をいただきました多くの皆様に、心から感謝と御礼を申し上げます。

令和3年3月

大仙市長　老　松　博　行

ごあいさつ



私たちの住む大仙市では、人口が減少する中で少子・高齢化が進行するとともに、多様な生活課題を抱えた支援を必要とする人々が増加してきております。反面、地域活動の担い手不足などにより、住民の相互扶助機能は低下の一途をたどっており、また近年では天災や疾病などによる社会的不安も顕在化しております。

大仙市社会福祉協議会は、これまで市と一体となりつくりあげた「第4期地域福祉活動計画」において、「地域のみんなで支え合う、ぬくもりのあるまちづくり」の基本理念に基づき、「誰もが住み慣れた地域で暮らし続けるために、人や地域とのつながりを大切にし、住民同士が豊かな心で支え合い、協力し合えるまちづくり」を目指し、市と連携のもと、関係機関や団体、民生委員・児童委員をはじめ市民との協働を図りながら、地域福祉活動を推進してまいりました。

令和3年度より始まる「第5期地域福祉活動計画」では、市の地域福祉施策となお一層の一体化を進め、引き続き「地域のみんなで支え合う　ぬくもりのあるまちづくり」を基本理念とし、「自助（市民）」、「共助（地域）」、「公助（行政）」を基本目標にかけ、前計画より充実した地域福祉を推進してまいります。また、基本方針に「地域福祉を支える人材の育成」を一つの新たな柱として加え、担い手育成により力を注いでいくことといたしました。

本計画に基づき、魅力ある地域福祉活動の推進に努め、多くの市民と企業、団体に必要とされる社会福祉協議会を目指してまいりますので、御協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、御尽力いただきました策定委員会委員の皆様、御協力いただきました関係者の皆様に厚く感謝申し上げ御挨拶といたします。

令和3年3月

社会福祉法人大仙市社会福祉協議会
会長　佐藤　力

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
(1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画	1
(2) 計画の位置付け	2
3 計画の期間	4
4 計画の進行管理	5

第2章 大仙市における地域福祉の現状

1 人口減少と高齢化の進行	6
(1) 総人口の推移	6
(2) 年齢3区分別人口の推移	6
(3) 高齢化率の推移	7
2 核家族化とひとり暮らし世帯の増加	8
(1) 一般世帯数の推移	8
(2) 65歳以上の世帯の構成	9
3 支援が必要な人の状況	10
(1) 児童福祉・子どもの貧困対策	10
(2) 障がい者福祉	11
(3) 高齢者福祉	13
(4) 生活保護	13
(5) 災害時における避難行動要支援者	14
4 地域福祉を支える人材等の状況	14
(1) 民生委員・児童委員の状況	14
(2) 福祉員の状況	15
(3) ボランティアの状況	16
(4) その他の団体等の活動	18

5 相談支援の状況	20
(1) 民生委員・児童委員	20
(2) 大仙市子ども・若者総合相談センター	21
(3) 高齢者包括支援センター	22
(4) 高齢者等相談支援事業	23
(5) 生活困窮者自立支援事業	24
(6) 総合相談援助事業	25

第3章 計画が目指すもの

1 基本理念	26
2 基本目標	26
3 計画の推進	27
(1) 基本方針	27
(2) 計画における地域の捉え方	28
(3) 地域福祉の担い手	28

第4章 計画の展開

基本方針 1 「つながろう！」	
地域の交流を深め、孤立のない地域を目指します	30
○大仙市再犯防止推進計画	34
基本方針 2 「育てよう！」	
地域福祉の担い手を育て、ボランティアの輪を広げます	36
基本方針 3 「支え合おう！」	
誰もが互いを気遣い、支え合う地域共生社会を目指します	41
基本方針 4 「受け止めよう！」	
あらゆる困りごとを受け止める包括的な支援の仕組みをつくります	47
基本方針 5 「届けよう！」	
必要とする人に適切な福祉サービスを届けます	52
○成年後見制度利用促進に向けて(大仙市成年後見制度利用促進基本計画)	58
資料編	61

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

近年、少子高齢化、人口減少、価値観や生活様式の多様化などから地域の人間関係の希薄化が進み、住民が互いに助け合い、支え合う機能が弱まっています。

地域社会の担い手はあらゆる分野で減少しており、災害時や感染症発生時の支援ニーズへの対応においても課題となるなど、地域社会の持続そのものへの懸念が生まれています。

また、引きこもりや社会的孤立、障がいのある子を介護する親が高齢化して介護を要する世帯、様々な要因が複合して生活が困窮している世帯など、生活課題は複雑・多岐にわたっています。

このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく「地域共生社会」を目指す取り組みが求められています。

大仙市(以下「市」という。)と大仙市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)は、第4次大仙市地域福祉計画・第5期大仙市社会福祉協議会地域福祉活動計画を一体型計画として策定し、「自助」「共助」「公助」の一層の強化とそれぞれの連携による地域全体での支え合いを推進することにより、「地域共生社会」の実現を目指します。

なお、本計画は、「大仙市再犯防止推進計画」及び「大仙市成年後見制度利用促進基本計画」を包含するものとします。

2 計画の位置付け

(1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画

市の地域福祉計画は、地域福祉を推進する上での基本指針であり、他の福祉計画と調和を図りつつ、市社協の地域福祉活動計画とも連携し、「自助」「共助」「公助」による地域ぐるみの福祉を展開するための施策をまとめた行政計画です。

一方、地域の様々な人々と連携しながら、地域福祉の推進を目的とした事業に取り組む市社協の地域福祉活動計画は、誰もが安心して生活できる福祉コミュニティの実現のため、市の地域福祉計画との整合性を図りつつ、住民主体の福祉活動を支援する具体的な取り組みをまとめた行動計画です。

(2) 計画の位置付け

社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」は、地域住民、事業者等、市社協、市が共に取り組むべき事項であり、市の施策と市社協の活動が相互に連携し、補完し合うことで相乗効果を得ることが期待されます。

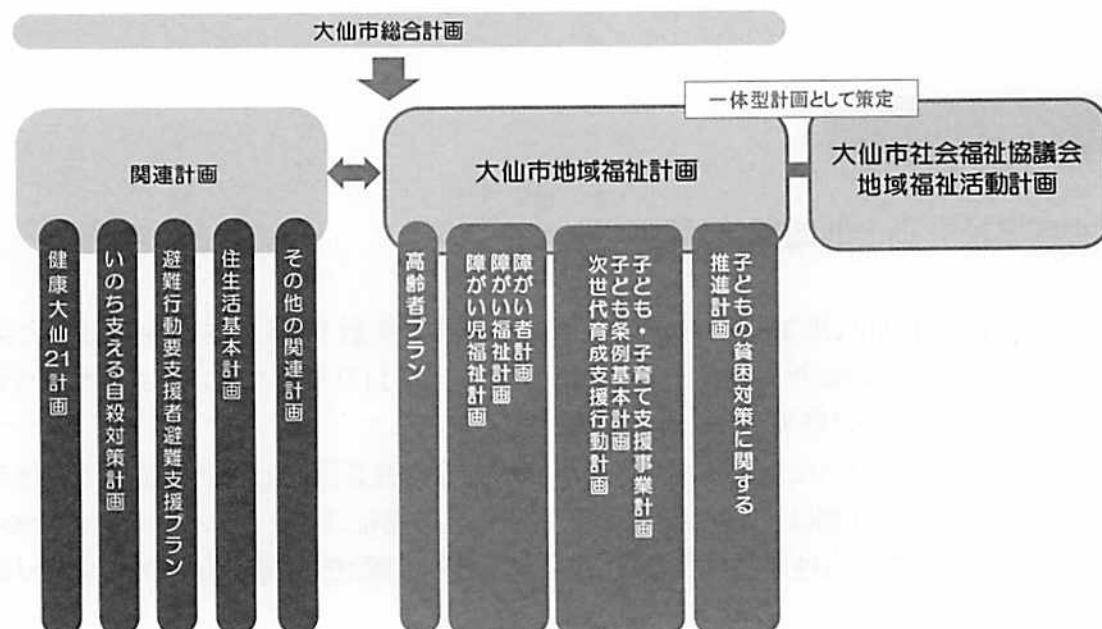
本計画は、市が社会福祉法第107条に基づく「行政計画」として策定する地域福祉計画と市社協が「行動計画」として策定する地域福祉活動計画を一体化したものであり、共通の理念をもつこれらの計画を一体的に策定し、地域福祉のあるべき姿とその実現に向けた取り組みを示すことにより、地域福祉の効果的な推進を目指すものです。

改正社会福祉法第4条第1項では、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会実現を目指して行われなければならない。」としています。また、同条第2項及び第3項では、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、関係機関との連携等により地域生活課題の解決を図るよう特に留意して地域福祉の推進に努めることとしています。

市は、高齢者、障がい者、児童などの対象者ごとに策定する福祉計画に基づき、公的福祉サービスを展開しています。本計画は、各福祉計画の上位計画に当たり、「公的福祉サービス」と「住民の自発的な福祉活動」の連結による総合的なサービスを「自助」「共助」「公助」それぞれの取り組みによって推進する「地域ぐるみの福祉」を示すものです。

関連する各福祉計画では、事業毎に可能な限り数値目標を設定して取り組んでいますが、本計画は市民参加を基本とした地域ぐるみによる支え合いの仕組みづくりを目指した計画であり、その取り組みを通じて地域住民が幸せを享受できる地域社会になったかが評価されるものです。そのため、数値目標の設定は困難ですが、数値又は定性目標の設定が馴染むものについては設定するように努めています。

図表 地域福祉計画と関連する行政計画等の体系図



(地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

改正社会福祉法第4条(令和3年4月1日施行)

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

改正社会福祉法第107条(令和3年4月1日施行)

【地域福祉活動計画】

全国社会福祉協議会は、平成12年の改正社会福祉法において「地域福祉の推進」が打ち出され、次いで、平成15年、「市町村地域福祉計画の策定」が同法に新たに明記されたことを受け、社会福祉法第109条で地域福祉の推進を図ることを目的とする団体とされている社会福祉協議会が、地域住民をはじめとする民間の主体的かつ実践的な行動計画である「地域福祉活動計画」の策定に取り組むことが望ましいとの方向性を示した。

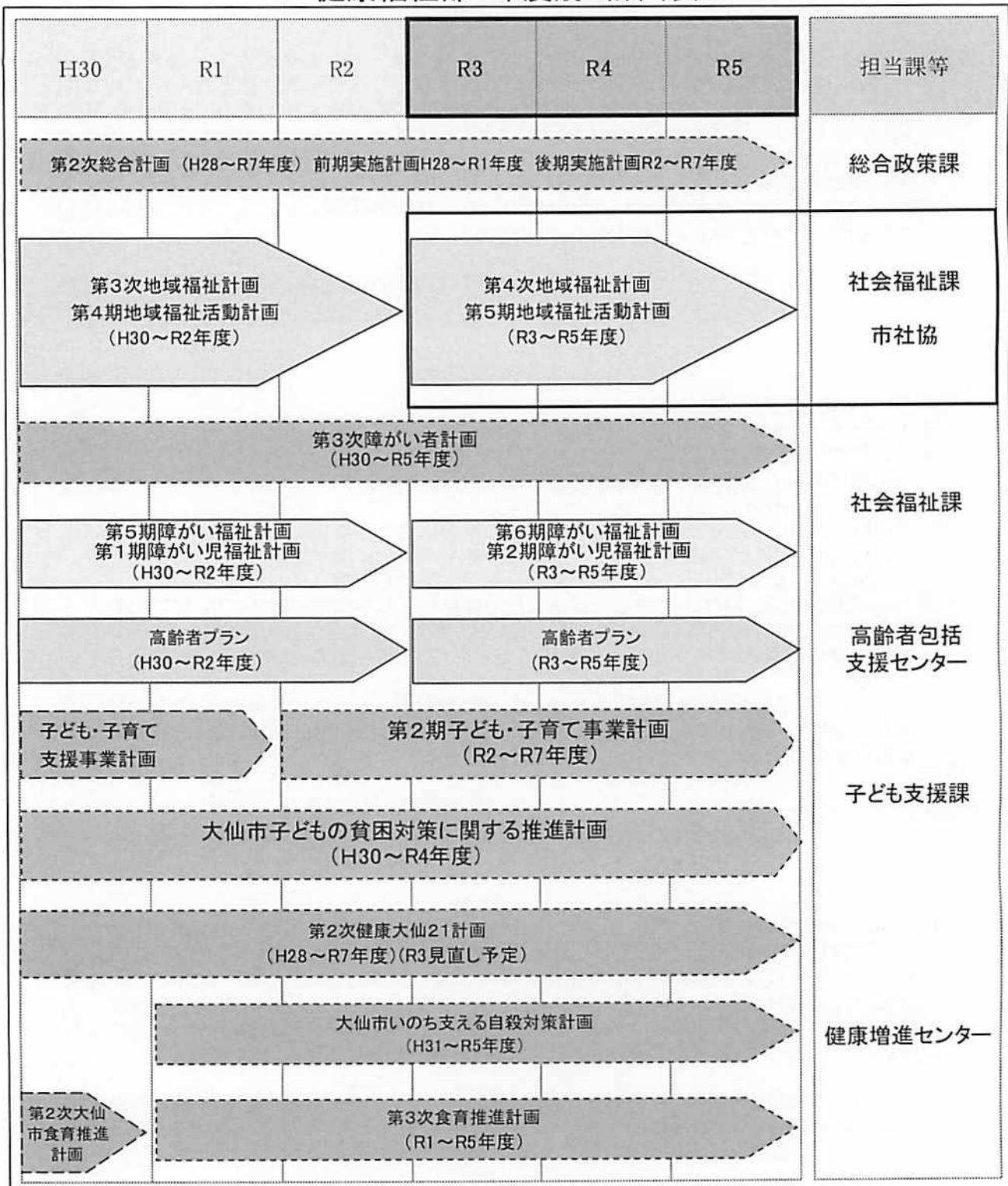
“地域福祉活動計画とは、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する行動を行う者、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営するものが相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」である。”

引用:秋田県社会福祉協議会「地域福祉活動計画策定に向けて」より

3 計画の期間

計画期間は、令和3年度から令和5年度の3年間とします。

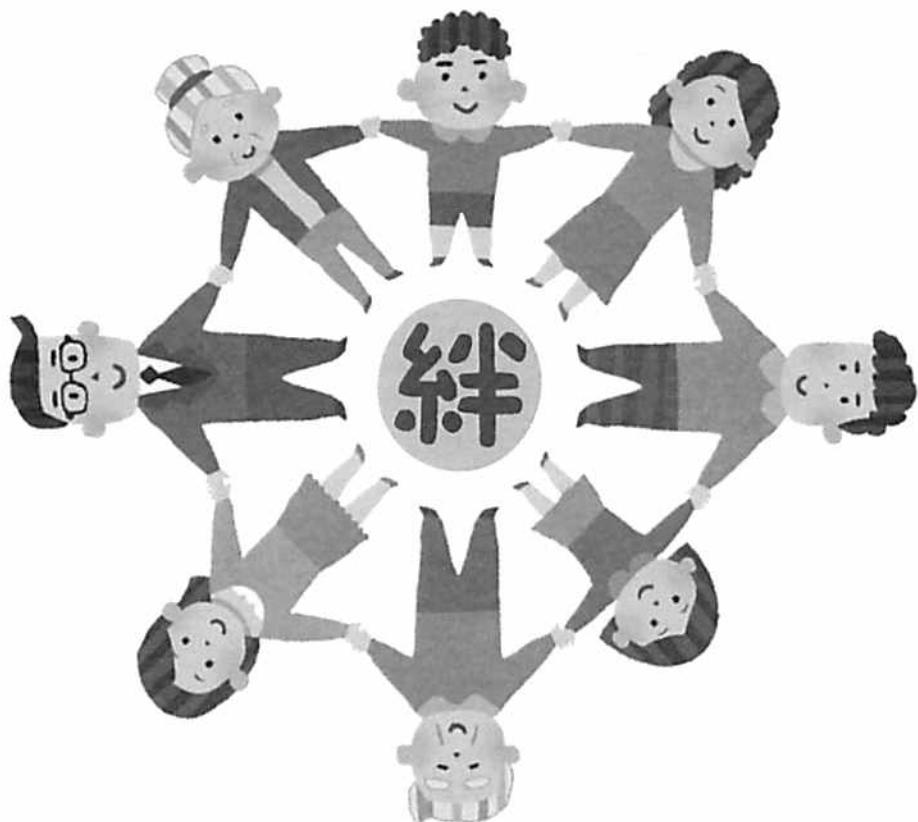
健康福祉部 年度別 計画表



4 計画の進行管理

市と市社協は、「地域のみんなで支え合う ぬくもりのあるまちづくり」の実現に向けて、地域(自治会・町内会等、老人クラブ、民生委員・児童委員、事業者・事業所、ボランティア団体、NPO法人など)と連携し、相互の密接な連携のもと、本計画を着実に推進するとともに、計画の進捗状況について定期的に調査、分析及び評価を行うよう努め、計画の期間中であっても、必要に応じて見直しを行います。

さらに、一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を普及させるために、広報、パンフレット等を通じて計画内容の周知を行うほか、自治会・町内会等、民生委員・児童委員などを通じて地域における具体的な取り組みや活動事例などを紹介していきます。



第2章

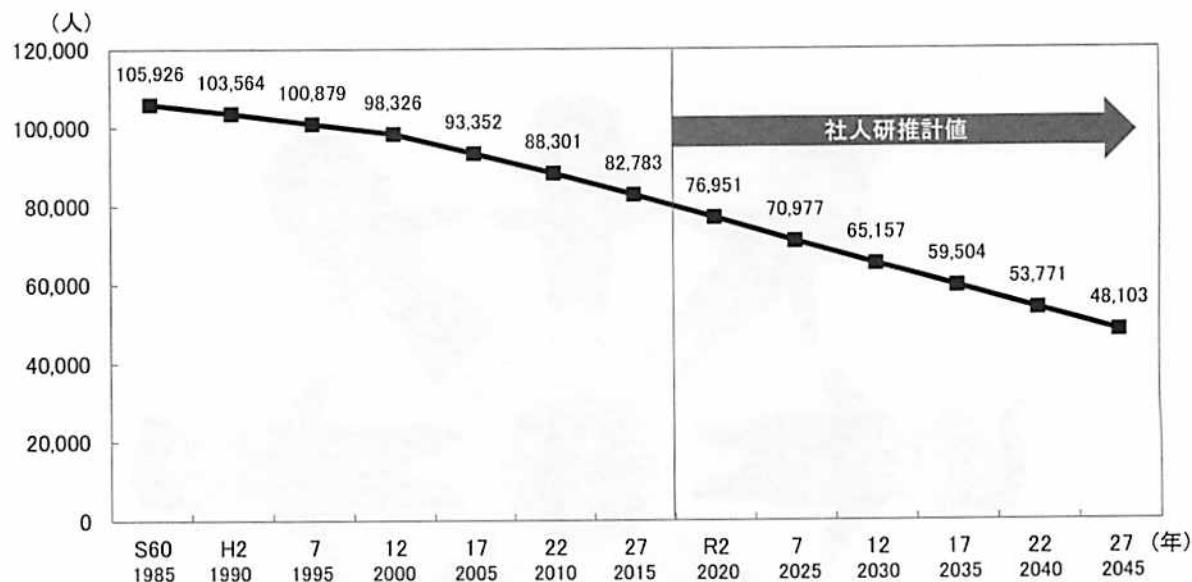
大仙市における地域福祉の現状

1 人口減少と高齢化の進行

(1) 総人口の推移

市の総人口は、平成12年には10万人を割り、以降年間約1千人程度のスピードで減少し、平成27年には82,783人となっています。国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)が行った「日本の地域別将来推計人口(平成30年(2018年)3月推計)」によると、令和27年には48,103人と、平成27年時点と比較して41.9%減少するものと推計されています。

図表:本市人口の推移



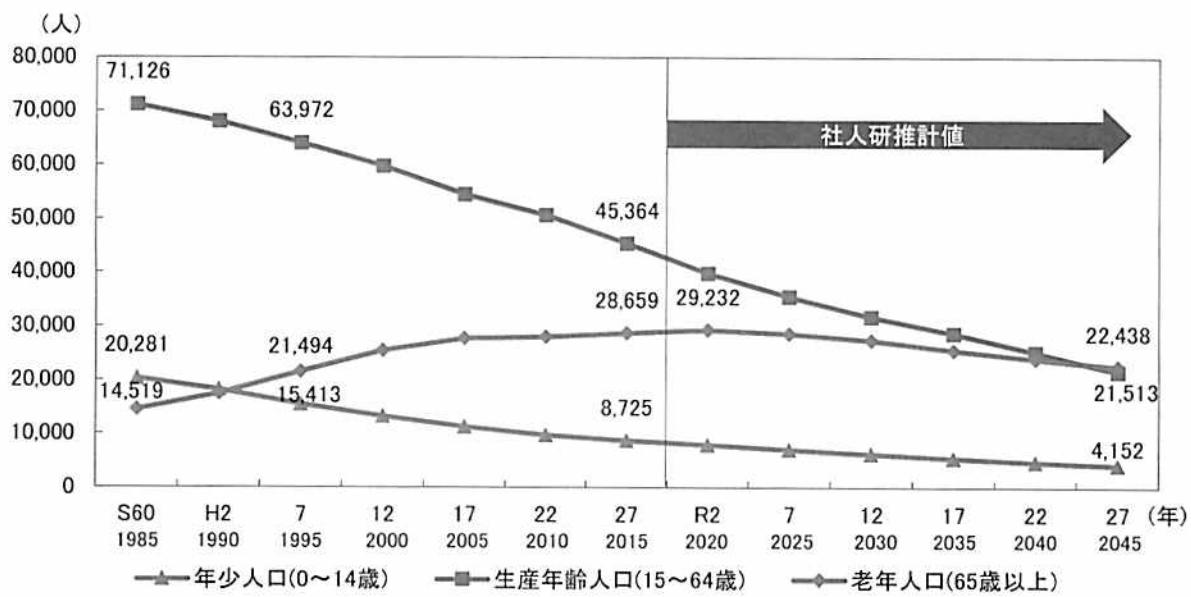
(資料)国勢調査

令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)』による

(2) 年齢3区分別人口の推移

年少人口(0~14歳)は減少を続けており、社人研推計によると、令和27年には4,152人と、平成27年時点(8,725人)と比較して52.4%減少する見込みです。生産年齢人口も減少を続け、令和27年には生産年齢人口(21,513人)が老人人口(22,438人)を下回ると推計されています。一方、老人人口は令和2年の29,232人まで増加し、その後緩やかに減少しますが、人口全体に占める割合は上昇を続け、令和27年には人口の46.6%を占める見込みとなっています。

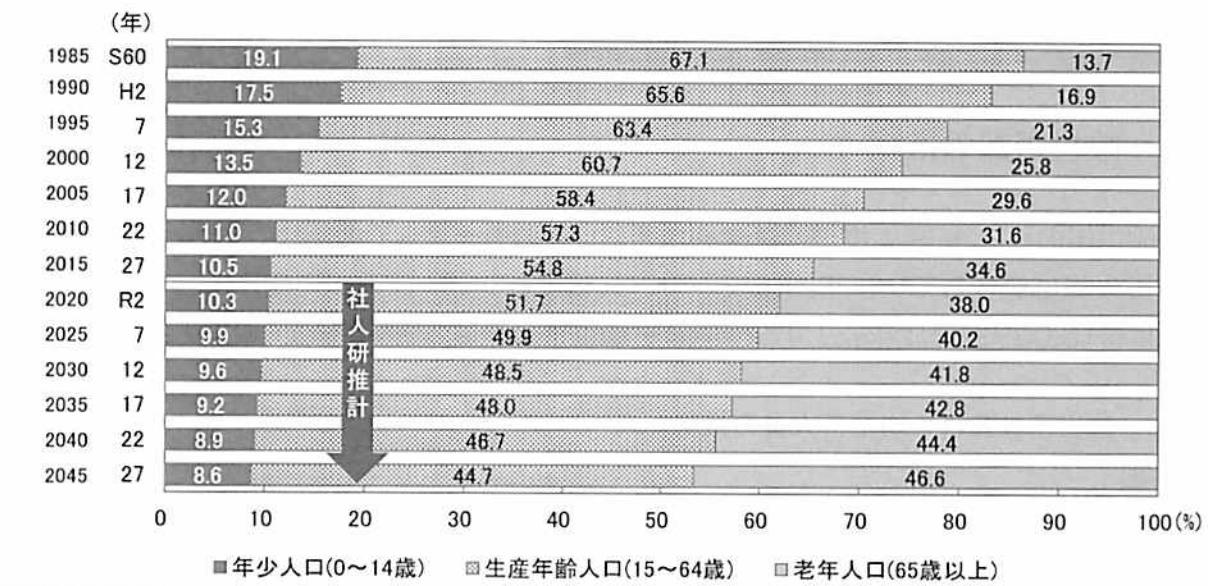
図表：年齢3区分別人口の推移



(資料)国勢調査

令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)』による

図表：年齢3区分別人口の割合の推移



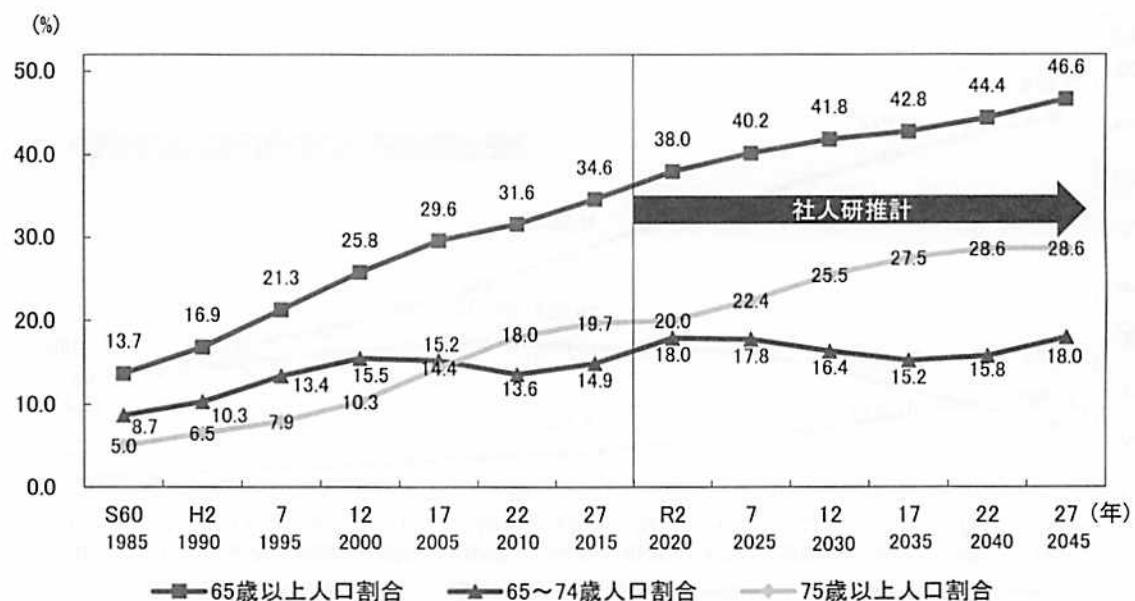
(資料)国勢調査

令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)』による

(3) 高齢化率の推移

高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は上昇傾向で推移しており、令和27年には46.6%にまで上昇するものと見込まれています。老人人口(65歳以上人口)のうち75歳以上人口の割合は、平成22年に65～74歳人口の割合を上回り、平成27年には19.7%となっています。社人研の推計によると、75歳以上人口の割合は今後も上昇を続け、令和27年には28.6%となる見込みです。

図表：高齢化率の推移



(資料)国勢調査

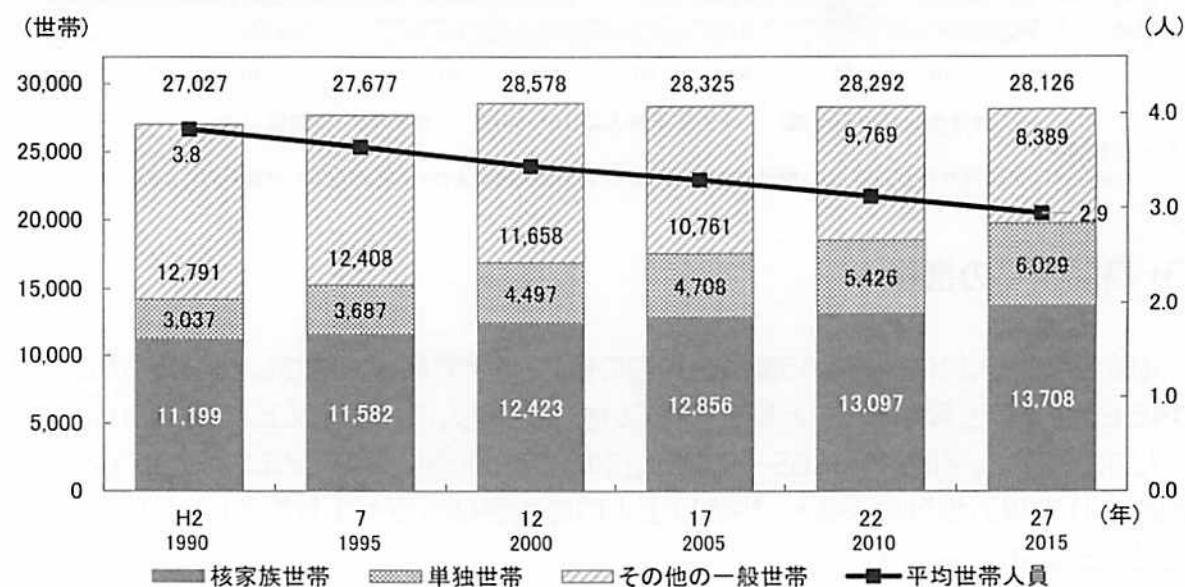
令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)』による

2 核家族化とひとり暮らし世帯の増加

(1) 一般世帯数の推移

一般世帯のうち、核家族世帯及び単独世帯はいずれも一貫して増加しており、それに伴い平均世帯人員は減少しています。平成27年には、核家族世帯(13,708世帯)が全体の48.7%、単独世帯(6,029世帯)が同21.4%となり、平均世帯人員は2.9人となっています。

図表：一般世帯数及び平均世帯人員の推移

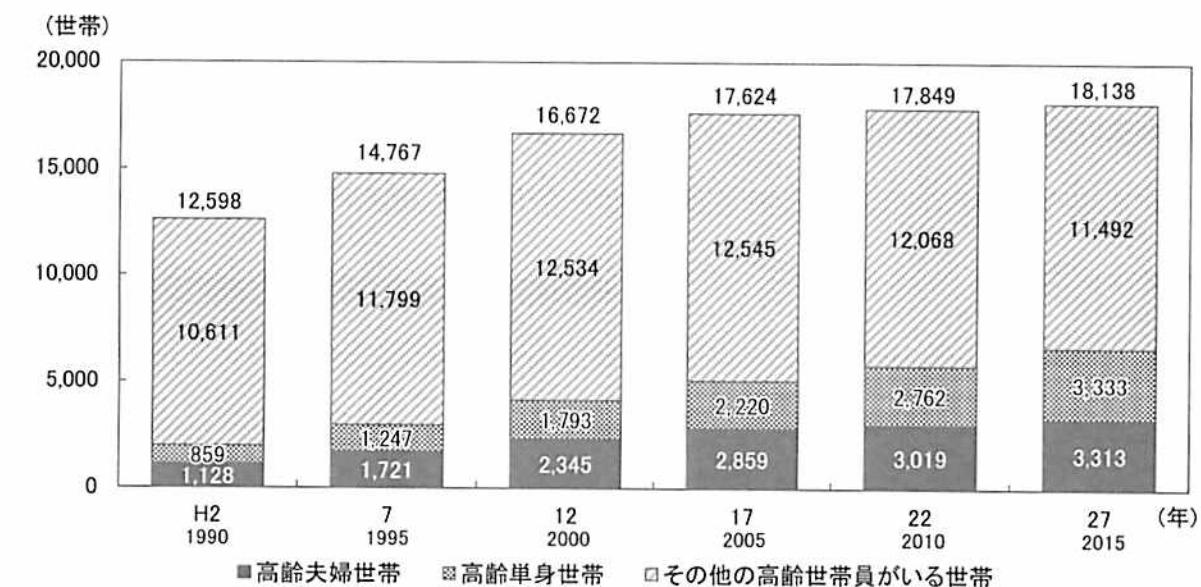


(資料)国勢調査

(2) 65歳以上の世帯の構成

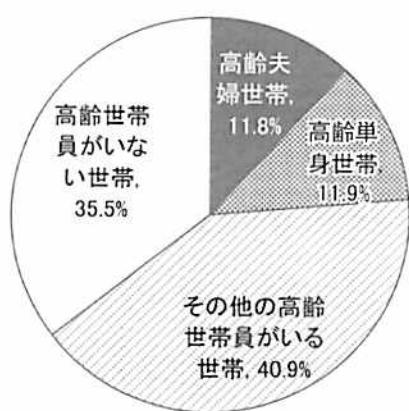
65歳以上の高齢者がいる世帯は年々増加しています。平成27年には、高齢夫婦世帯と高齢単身世帯を合わせると6,646世帯となっており、一般世帯(28,126世帯)の23.7%を占めています。

図表：65歳以上の世帯員がいる世帯数の推移



(資料)国勢調査

図表：一般世帯のうち、65歳以上の世帯員がいる世帯数の割合(平成27年時点)



(資料)平成27年国勢調査

※高齢夫婦世帯：夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯

※高齢単身世帯：65歳以上の単身の一般世帯

※その他の高齢世帯員がいる世帯：65歳以上の人がある一般世帯から、高齢夫婦世帯及び高齢単身世帯を除いた世帯

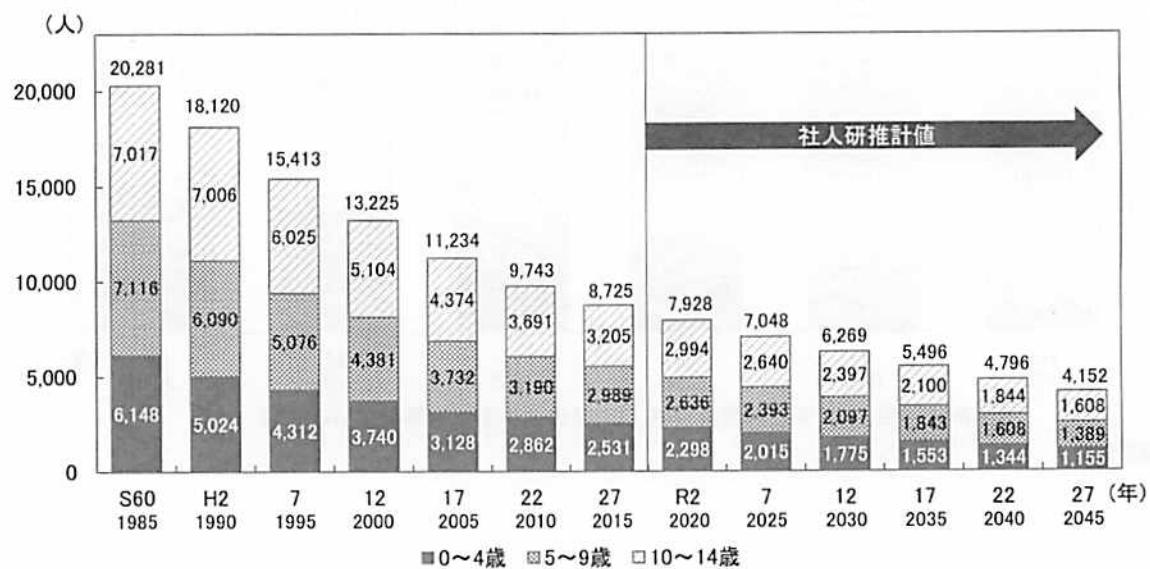
3 支援が必要な人の状況

(1) 児童福祉・子どもの貧困対策

①児童数の推移

児童数は5歳区分でいずれも減少しており、0歳～14歳人口は、昭和60年から平成27年までの30年間で57.0%減少しました。社人研推計によると、令和27年には4,152人と、平成27年時点と比較してさらに52.4%減少する見込みです。

図表：児童数の推移

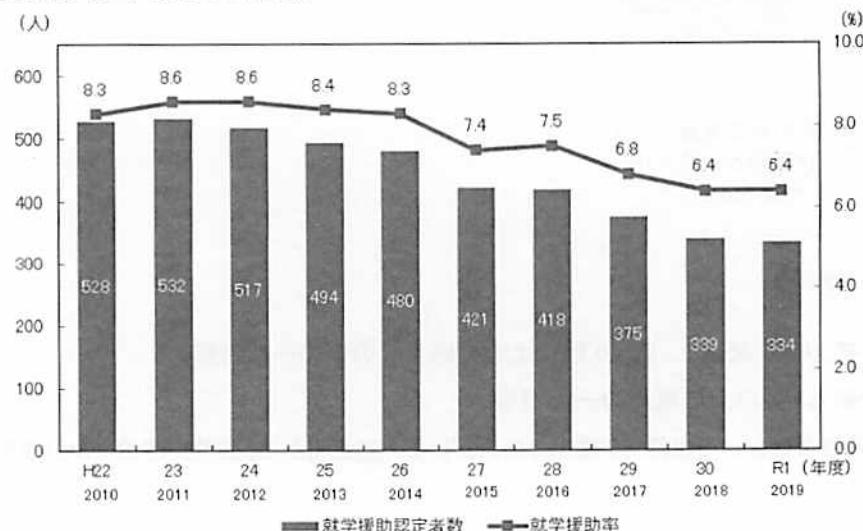


②就学援助（※）の状況

小・中学生を対象とした就学援助の認定者数は減少傾向で推移しています。

※経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費等の援助を行うもの。

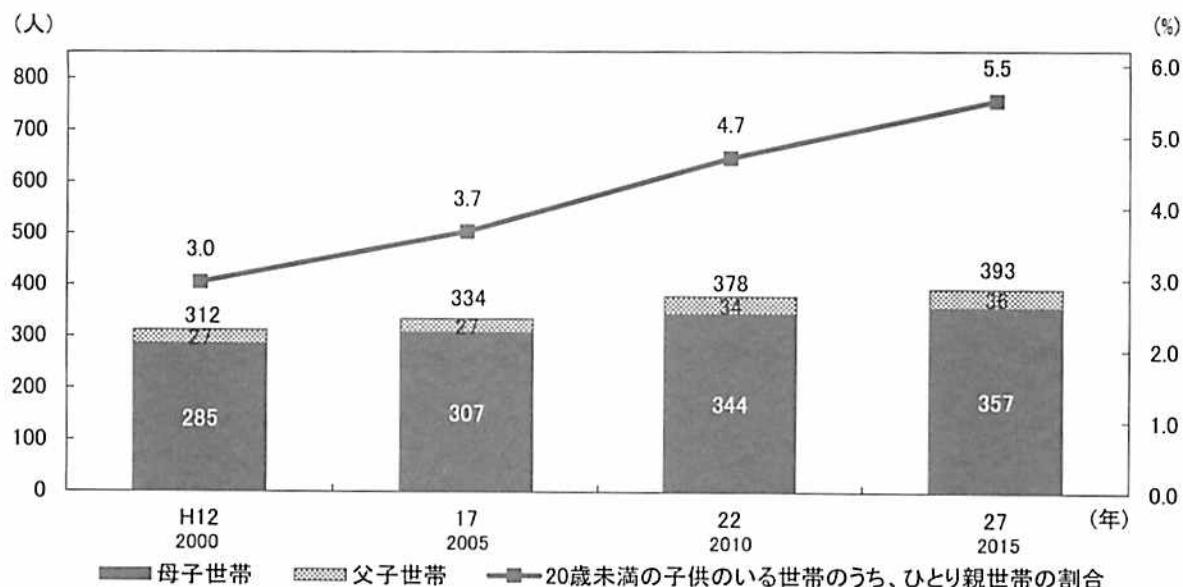
図表：就学援助認定者数と就学援助率の推移



③母子世帯・父子世帯の推移

ひとり親世帯(母子世帯・父子世帯)は増加傾向で推移しており、平成27年には393世帯となっています。20歳未満の子どものいる世帯のうち、ひとり親世帯の割合は、平成27年には5.5%となっています。なお、内訳は、母子が5.0%、父子が0.5%です。

図表：母子世帯数・父子世帯数の推移



(資料)国勢調査

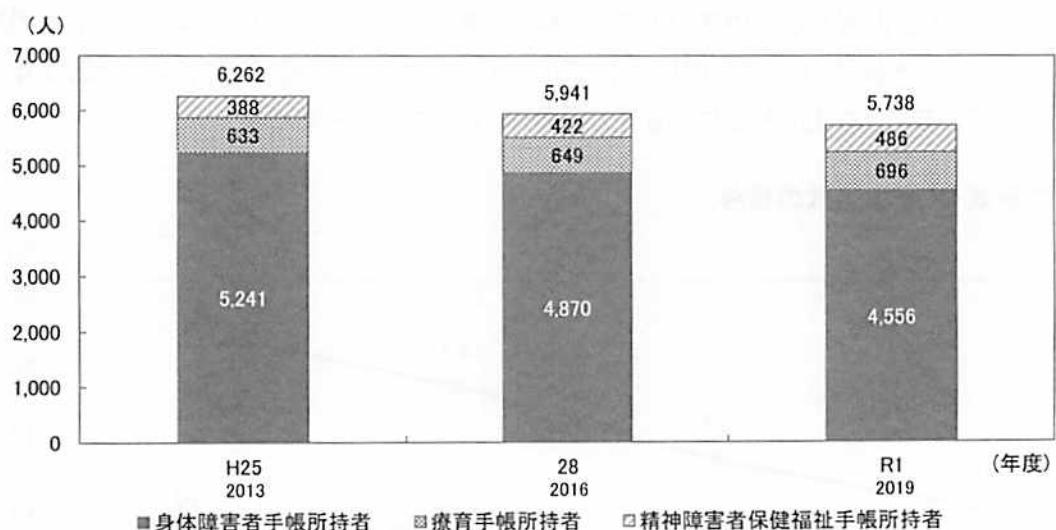
(2) 障がい者福祉

①障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者は、令和元年度には5,738人となっています。このうち、身体障害者手帳所持者の数は減少している一方、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者はともに増加しています。身体障害者手帳所持者は、令和元年度には4,556人と全体の79.4%を占めています。

身体障害者手帳所持者の障がい別の人数を見ると、「肢体不自由」が最も多く2,850人となっており、次いで「内部障がい」が1,080人となっています。

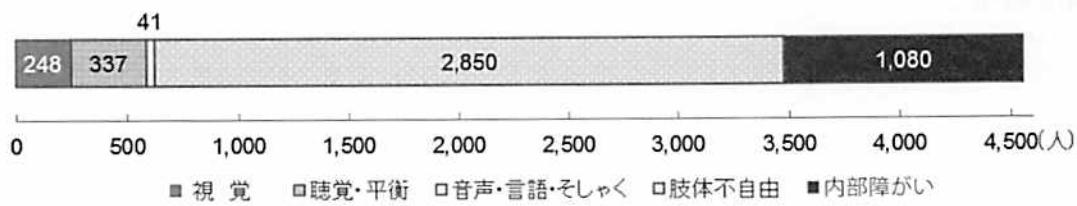
図表：障害者手帳所持者数の推移



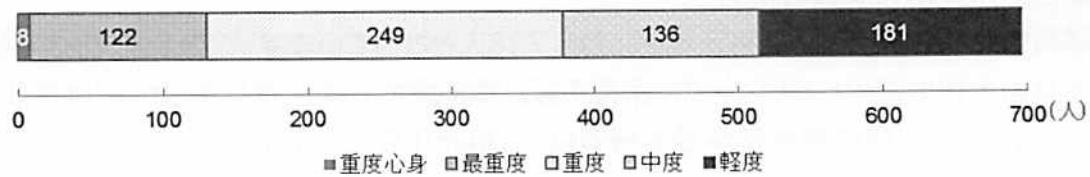
(資料)大仙市の福祉

②障害者手帳所持者の状況

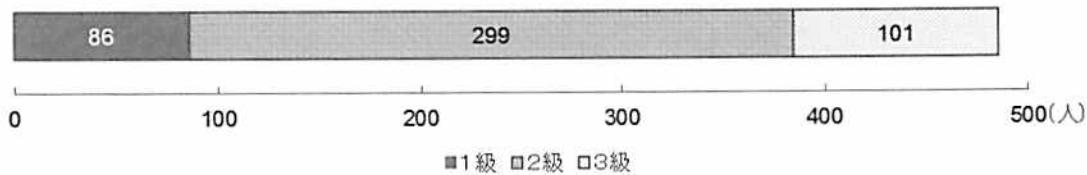
図表：身体障害者手帳所持者の障がい別の人数(令和元年度)



図表：療育手帳所持者の状況(令和元年度)



図表：精神障害者保健福祉手帳所持者の状況(令和元年度)



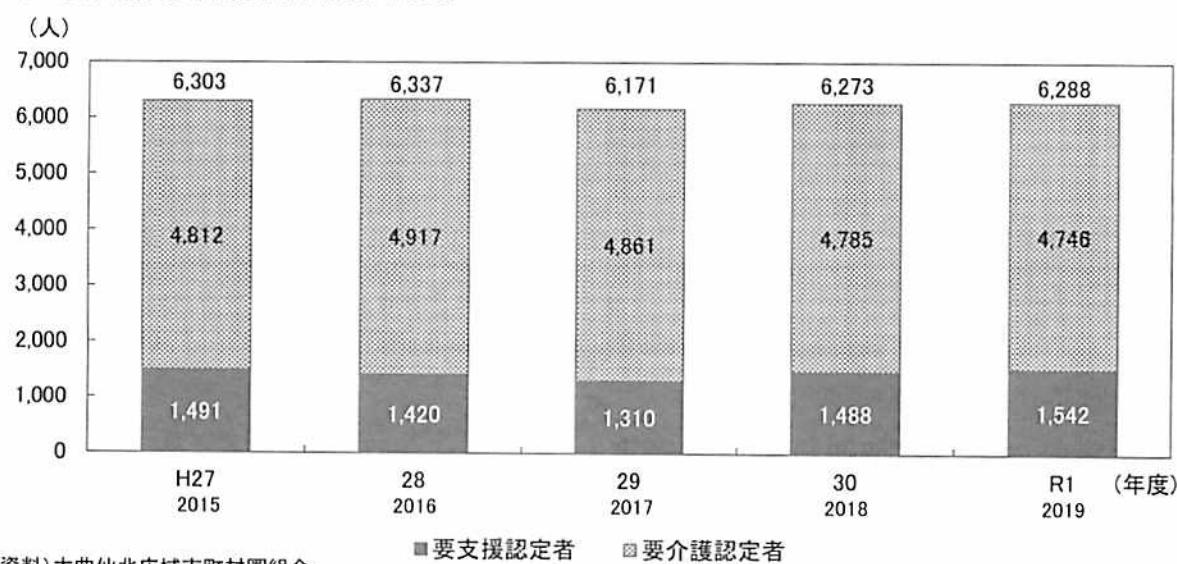
(資料)大仙市の福祉

(3) 高齢者福祉

要支援・要介護認定者数は、ともにほぼ横ばいで推移しており、令和元年度には要支援認定者1,542人、要介護認定者4,746人となっています。

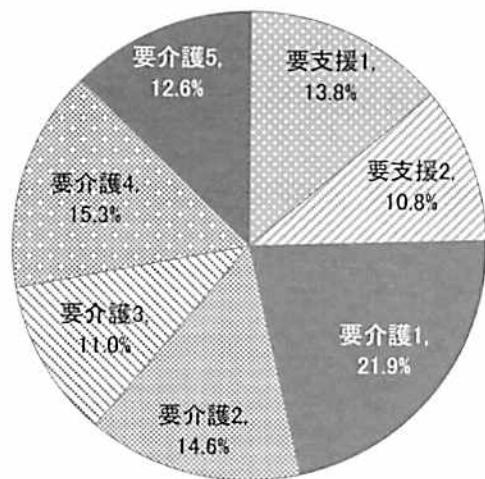
令和元年度末時点の介護度別認定者の割合を見ると、介護度の高い要介護3から5までの認定者が全体の38.9%を占めています。

図表：要支援・要介護認定者数の推移



(資料)大曲仙北広域市町村圏組合

図表：介護度別認定者の割合(令和元年度末時点)

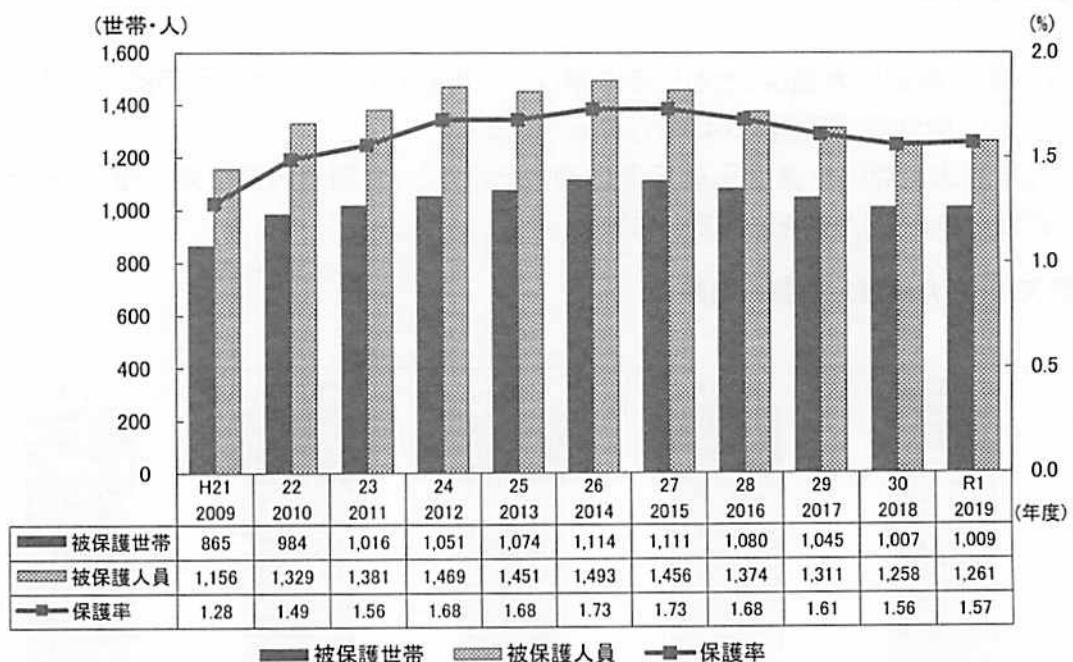


(資料)大曲仙北広域市町村圏組合

(4) 生活保護

被保護世帯と被保護人員はともに増加傾向で推移していましたが、平成26年度の1,114世帯1,493人をピークに減少に転じ、平成30年度には1,007世帯1,258人となりました。令和元年度は微増し、1,009世帯1,261人となっています。

図表：被保護世帯数及び人員の推移



(資料)大仙市の統計、令和元年度大仙市の福祉

(5) 災害時における避難行動要支援者

市は、災害時における自宅からの避難等に支援が必要な方を把握し、災害時の適切な支援につなげるため、大仙市避難行動要支援者避難支援プランに基づく「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

令和2年2月時点における「避難行動要支援者名簿」への登録者は、3,765人となっています。

市は、災害時の迅速な避難支援や平常時の見守り活動等に活用するため、警察、消防、民生委員・児童委員、市社協、情報提供を希望する自治会等の避難支援関係者との名簿情報の共有を進めています。

令和2年4月1日現在で避難行動要支援者情報の共有をしている自治会は、519自治会のうち175自治会であり、全体の33.7%となっています。

4 地域福祉を支える人材等の状況

(1) 民生委員・児童委員の状況

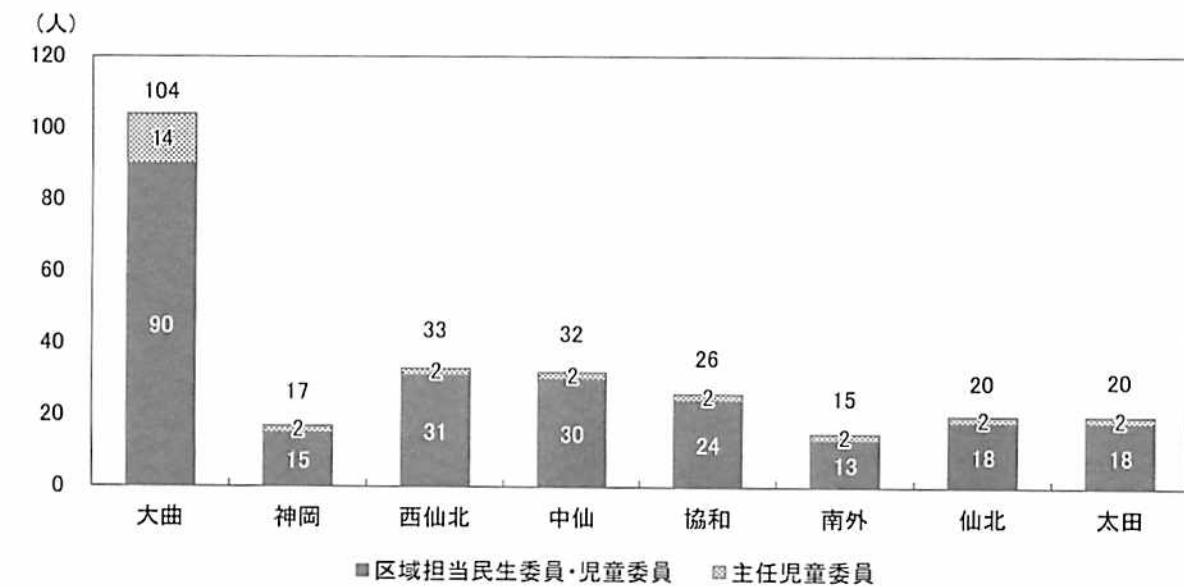
民生委員・児童委員は、法律により厚生労働大臣から委嘱された無報酬のボランティアです。担当する地域に暮らす身近な相談相手として、地域住民からの生活上の心配ごとや困りごと、医療や介護、子育ての不安などの相談に応じています。そして、その課題が解決できるよう、必要な支援への「つなぎ役」になります。

また、地域の見守り役として、定期的な訪問などを通じて、高齢者や障がい者世帯、子どもたちの見守りを行っています。子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員

(主任児童委員)も活動しています。

大仙市全域では、民生委員・児童委員が239人、児童に関する分野を専門的に担当する主任児童委員が28人となっており、計267人が委嘱を受けて活動しています。

図表：民生委員・児童委員、主任児童委員の配置状況(令和元年度末時点)



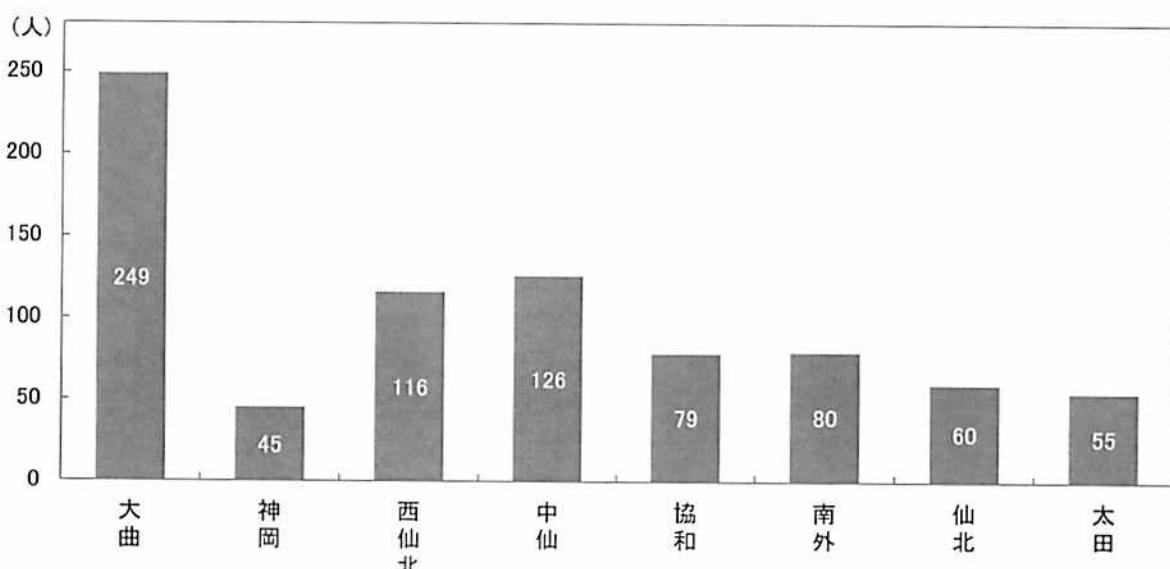
(資料)大仙市の福祉

(2) 福祉員の状況

福祉員は、身近な地域の生活課題を一人の住民として早期に発見し、市社協や民生委員・児童委員につなげる橋渡しとしての活動や、市社協会員の募集、福祉情報を発信する活動を行います。

大仙市全域では、810人の福祉員が市社協の委嘱を受けて活動しています。

図表：福祉員の配置状況(令和元年度末時点)



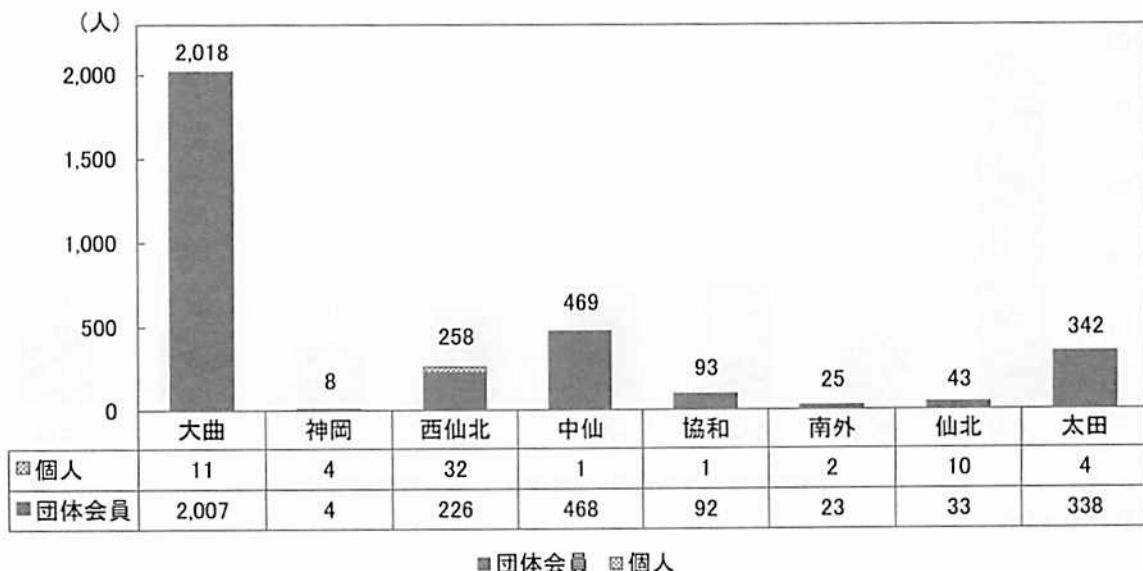
(資料)社会福祉法人大仙市社会福祉協議会 令和元年度事業報告書

(3) ボランティアの状況

①大仙市ボランティアセンターへの登録状況

市社協が各支所に設置する大仙市ボランティアセンターへの登録人数は、団体会員・個人を合わせて3,256人となっています。

図表:大仙市ボランティアセンター登録人数(令和元年度末時点)

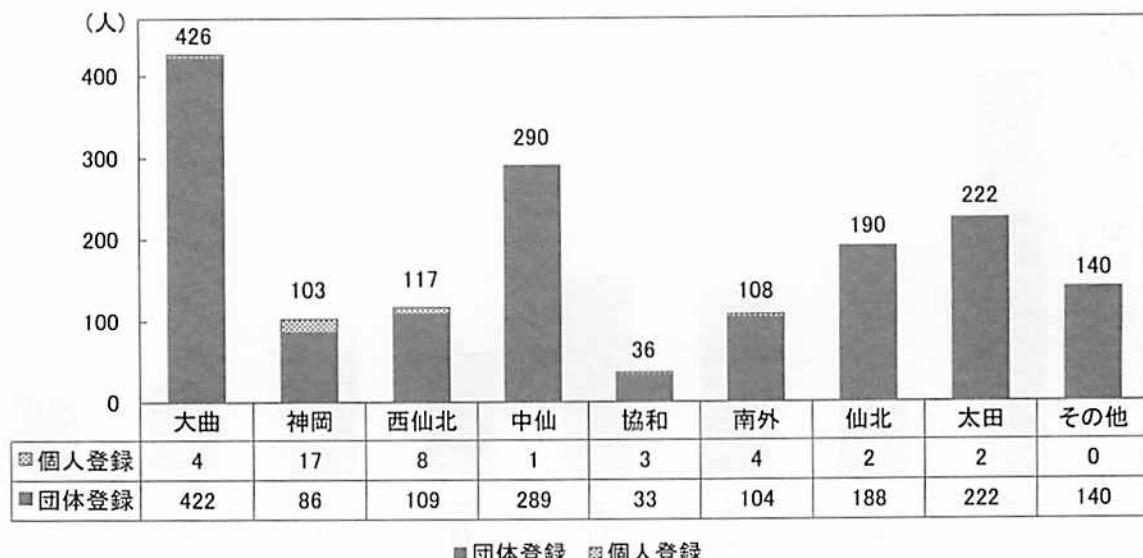


(資料)社会福祉法人大仙市社会福祉協議会 令和元年度事業報告書

②「大仙雪まる隊」の状況

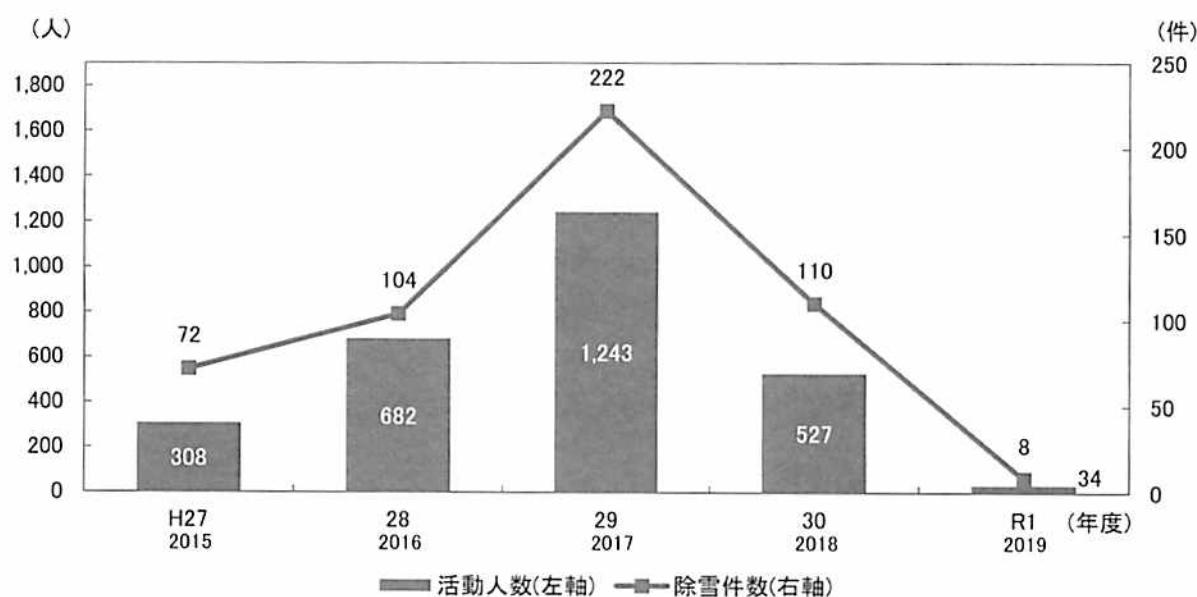
「高齢者のみ世帯」、「障がいがあって自力での除雪は困難と思われる世帯」等を対象に、居宅やその周辺の雪寄せ、見守りや声かけなどを行う「大仙雪まる隊」への登録者数は、令和元年度には1,634人となっています。

図表:「大仙雪まる隊」登録者数(令和元年度末時点)



(資料)社会福祉法人大仙市社会福祉協議会 令和元年度事業報告書

図表：「大仙雪まる隊」活動状況



(資料)社会福祉法人大仙市社会福祉協議会 事業報告書

③「災害ボランティアセンター」の状況

市内で大規模災害が発生し、多くの方が被災された場合、市が中心となり復旧・復興に当たりますが、対応には限度があり、被災された方のニーズにきめ細かく応えるためには、ボランティアの活動が不可欠です。

平成29年7月の秋田県大雨災害は、県南部に大きな爪痕を残し、大仙市では初めて災害ボランティアセンターを設置しました。その経験から、平常時から災害時を想定して地域の関係団体や市民と連携を図り、実践訓練等を積んでいく必要があると考え、前回改定時の計画において、「災害ボランティア団体事前登録事業」を新規に事業化し、平成30年度から実施しています。

令和元年度、災害ボランティアセンターの設置に備え、事前に登録している団体・学校等の数は13です。

(4) その他の団体等の活動

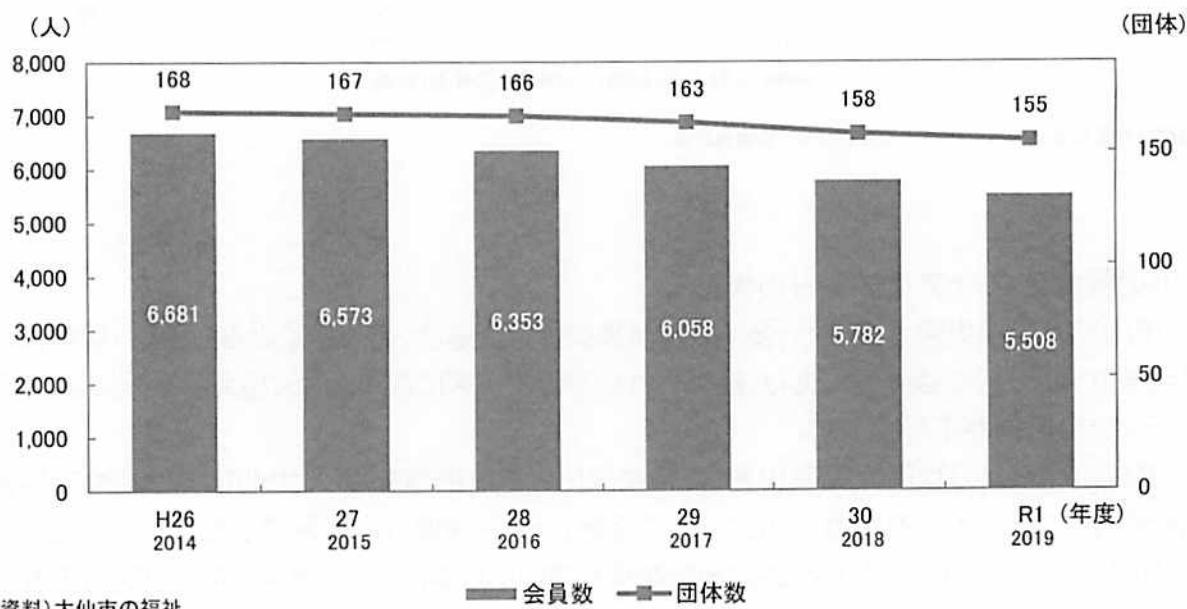
①老人クラブの状況

老人クラブは、仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行う団体です。その知識や経験を活かし、地域の団体と共に社会活動にも取り組み、明るい長寿社会づくりと保健福祉の向上を目指しています。

また、各種スポーツ行事、文化祭、一人暮らし高齢者世帯に対する友愛訪問活動などの老人クラブ活動を通じ、高齢者の孤立防止や自殺予防など、地域福祉の担い手としての役割も果たしています。

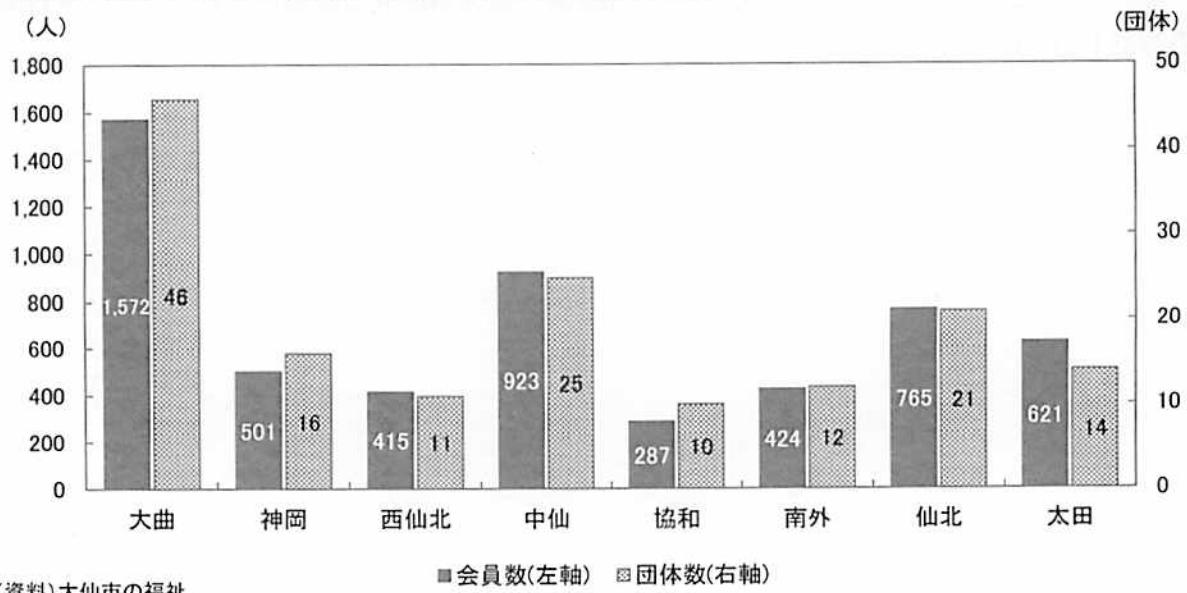
令和元年度の団体数は155団体、会員数は5,508人となっています。

図表：老人クラブ数と会員数の推移



(資料)大仙市の福祉

図表：地域別老人クラブ数及び会員数(令和元年度末時点)



(資料)大仙市の福祉

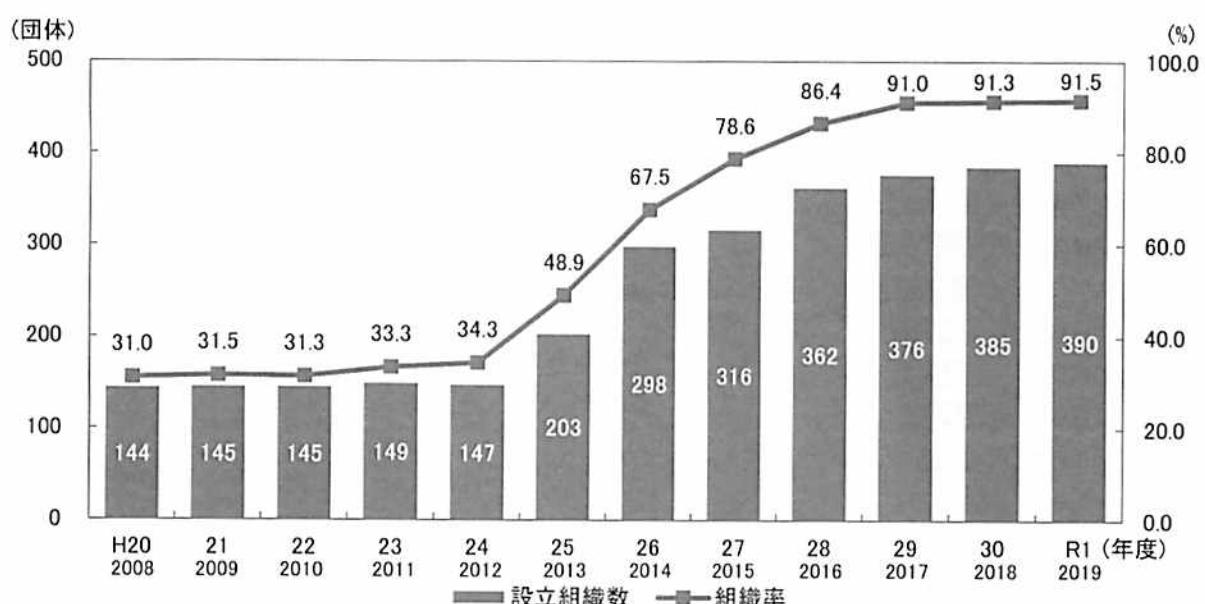
②NPO活動

秋田県が認証したNPO法人のうち、大仙市で活動している法人は令和元年度末時点で18法人あり、そのうち10法人が「保健・医療又は福祉の増進を図る活動」を行っています。

③自主防災組織の状況

東日本大震災をきっかけに、市民の防災への関心が高まりを見せました。市でも、自治会長宅の訪問や防災士の育成などを行い、自主防災組織の結成を促しました。このような取組が実を結び、令和2年3月31日現在において組織数は390、組織率は91.5%となっています。

図表：自主防災組織設立状況の推移



(資料)大仙市総合防災課調べ

※組織率：「大仙市世帯数」に占める「自主防災組織が組織されている地域の世帯数」の割合

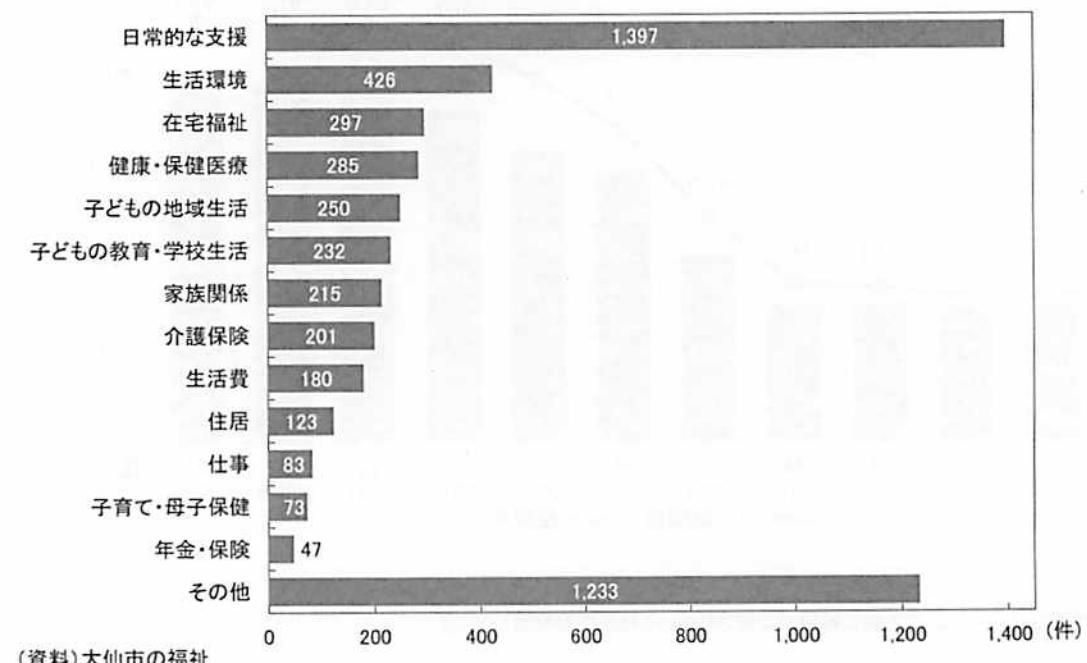
5 相談支援の状況

(1) 民生委員・児童委員

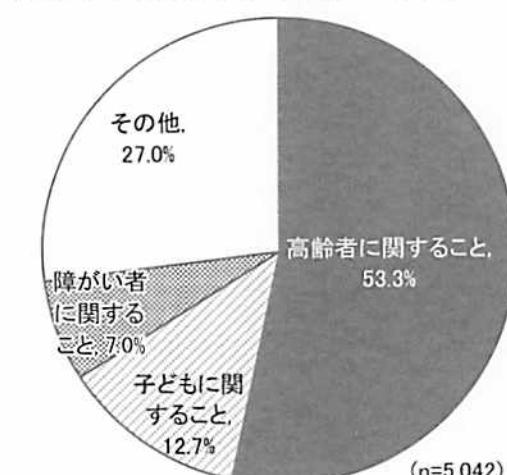
令和元年度の民生委員・児童委員による相談支援の件数は、令和元年度は5,042件となっています。内容別にみると、「日常的な支援」に関するものが1,397件(27.7%)と最も多く、以下は「生活環境」、「在宅福祉」、「健康・保健医療」、「子どもの地域生活」の順となっており、その内容は多岐にわたっています。

相談内容の分野別にみると、「高齢者に関すること」が53.3%と最も多く、以下、「子どもに関すること」(12.7%)、「障がい者に関すること」(7.0%)の順となっています。

図表：民生委員・児童委員の内容別相談件数



図表：民生委員・児童委員による相談の分野別割合



(資料)大仙市の福祉

(2) 大仙市子ども・若者総合相談センター

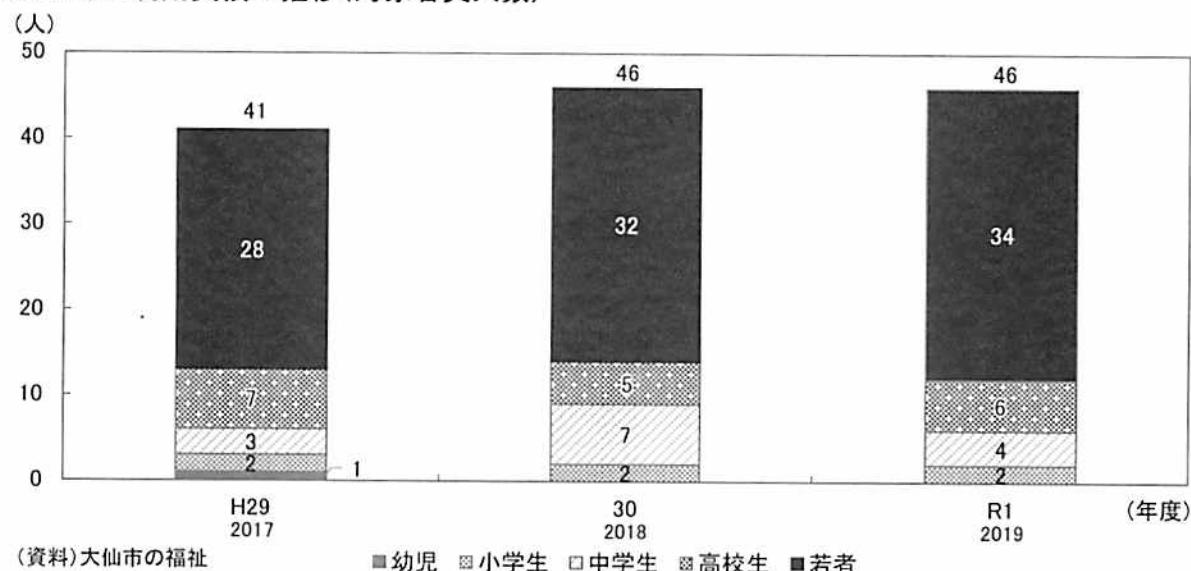
市は、大仙市子ども・若者総合相談センター業務を実施し、不登校やニート、ひきこもり等、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者とその家族の相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行っています。本事業の実施にあたり、「びおら」の運営を「NPO法人まるごとびおら」に、「ふらっと」の運営を「NPO法人光希屋(家)」に委託しています。

また、「大仙市子ども・若者サポートネット協議会」を設置し、教育・福祉・保健・医療・矯正・更生保護・雇用等の関係機関・団体が行う支援を適切に組み合わせることにより、修学・復学支援や就業支援など学校復帰や社会復帰に向けた効果的な支援を行います。

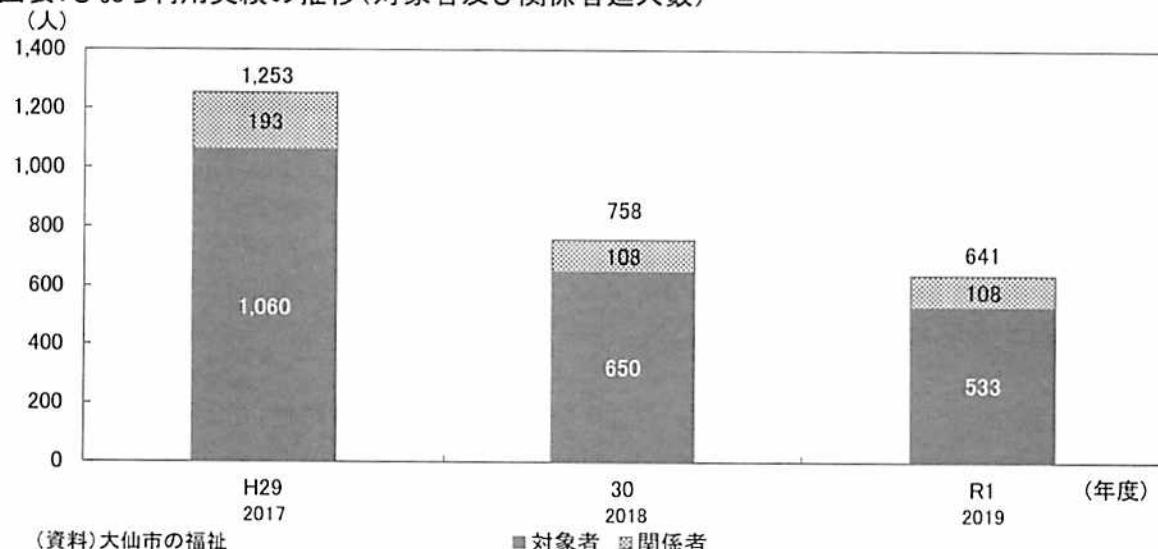
①びおら利用状況

利用実績を対象者実人数でみると、平成29年度以降は40人台で推移しており、大きな変動はみられません。一方、対象者及び関係者の延べ人数でみると利用実績は減少傾向で推移しており、対象者1人あたりの利用回数が少なくなっていることがうかがえます。

図表：びおら利用実績の推移(対象者実人数)



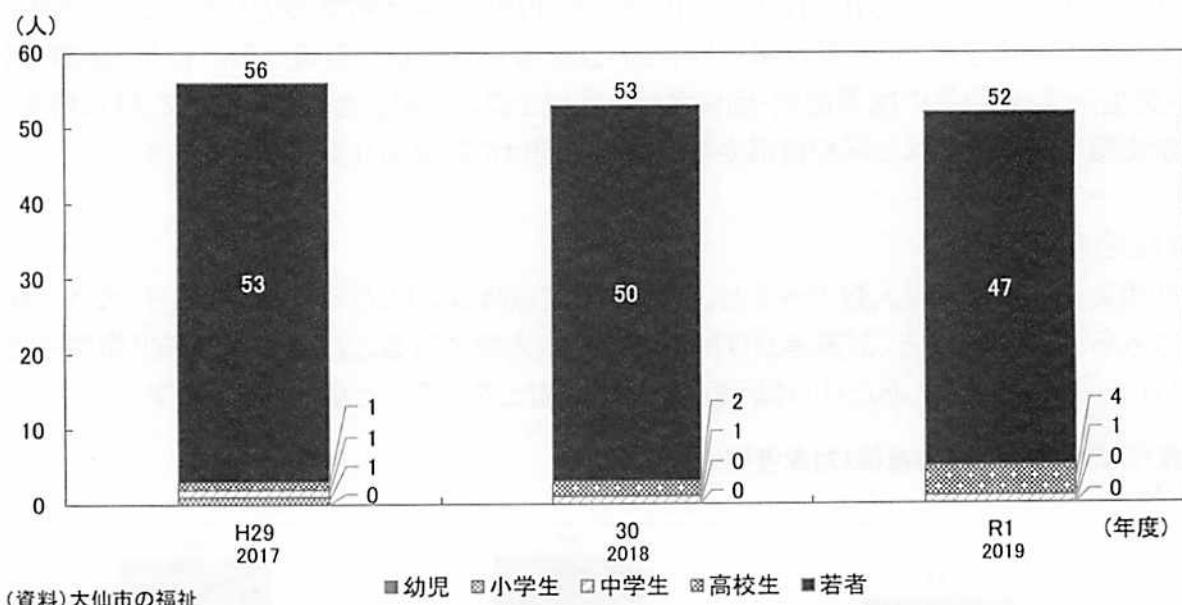
図表：びおら利用実績の推移(対象者及び関係者延人数)



②ふらっと利用状況

利用実績を対象者実人数でみると、平成29年度以降は50人台で推移しており、大きな変動はみられません。また、対象者及び関係者の延べ人数でみると、平成30年度は前年度から258人(14.6%)増加し、令和元年度はほぼ横ばいで推移しています。

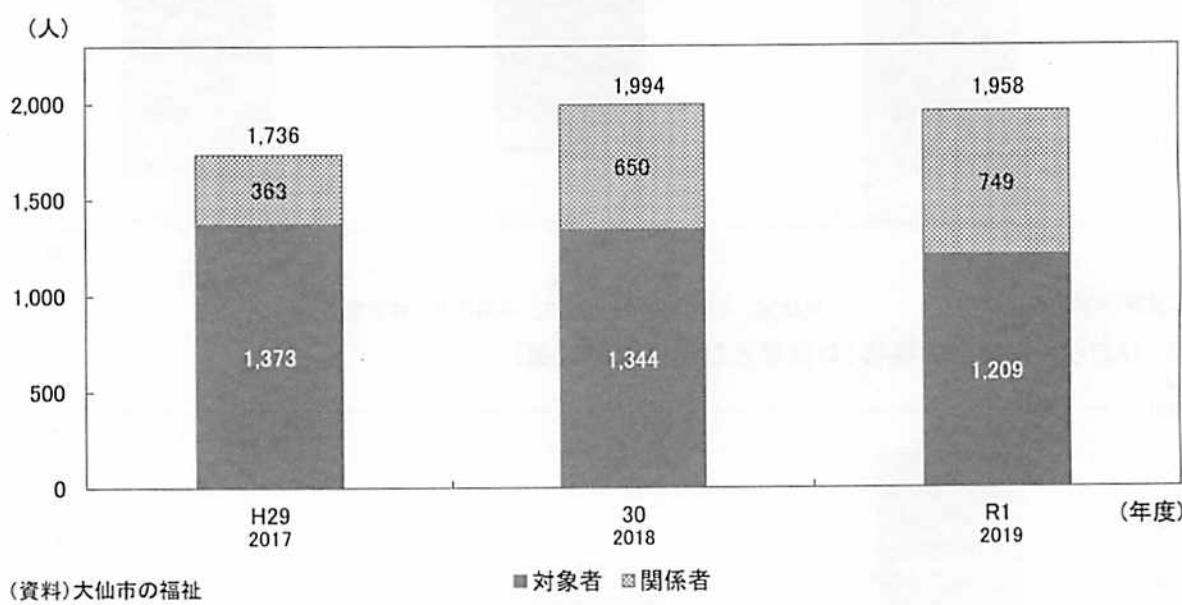
図表：ふらっと利用実績の推移(対象者実人数)



(資料)大仙市の福祉

■幼児 ■小学生 □中学生 ▲高校生 ■若者

図表：ふらっと利用実績の推移(対象者及び関係者延人数)



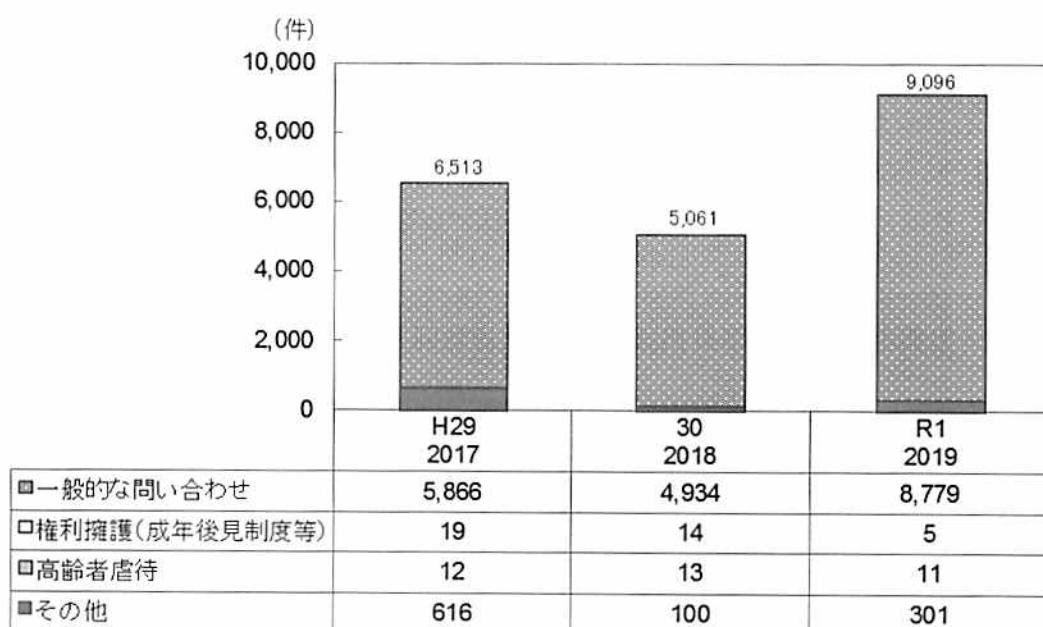
(資料)大仙市の福祉

■対象者 ■関係者

(3) 高齢者包括支援センター

令和元年度の相談件数は9,096件となっており、「一般的な問い合わせ」が8,779件(96.5%)と大半を占めています。「権利擁護(成年後見制度等)」に関するものは5件、「高齢者虐待」に関するものは11件となっており、ともに0.1%未満と極めて低い割合にとどまっています。

図表：高齢者包括支援センター相談件数の推移



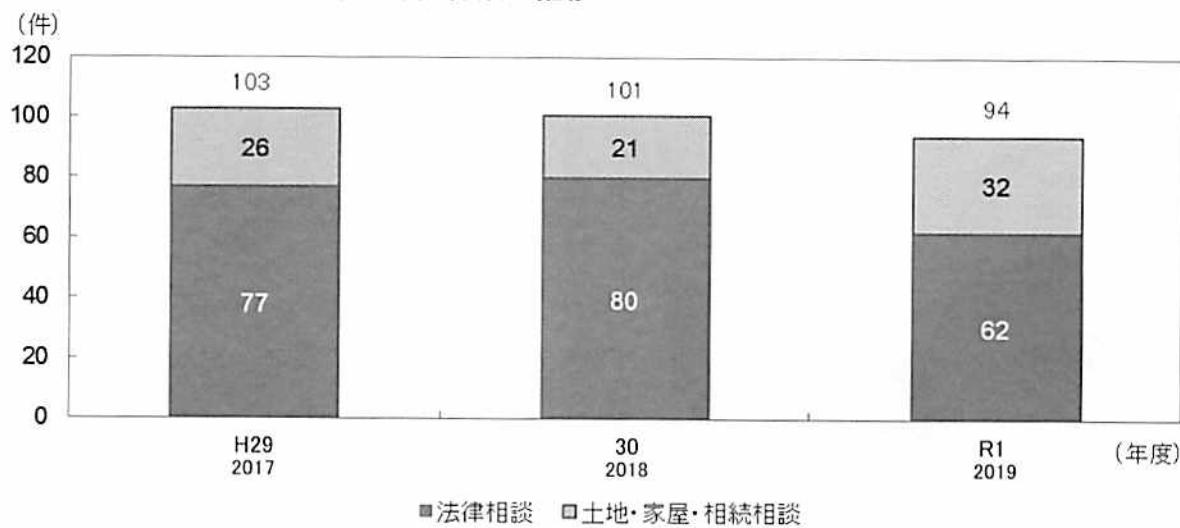
(資料)大仙市の福祉

(4) 高齢者等相談支援事業

市社協委託事業である高齢者等相談支援事業では、おおむね65歳以上の高齢者を対象に、弁護士による法律相談や、司法書士による土地・家屋・相続の専門相談を行っています。

令和元年度の相談件数は94件となっており、内容別にみると「法律相談」が62件(66.0%)、「土地・家屋・相続相談」が32件(34.0%)となっています。前年度と比較すると、「法律相談」は18件(22.5%)減少し、一方、「土地・家屋・法律相談」は11件(52.4%)増加しています。

図表：高齢者等相談支援事業相談件数の推移



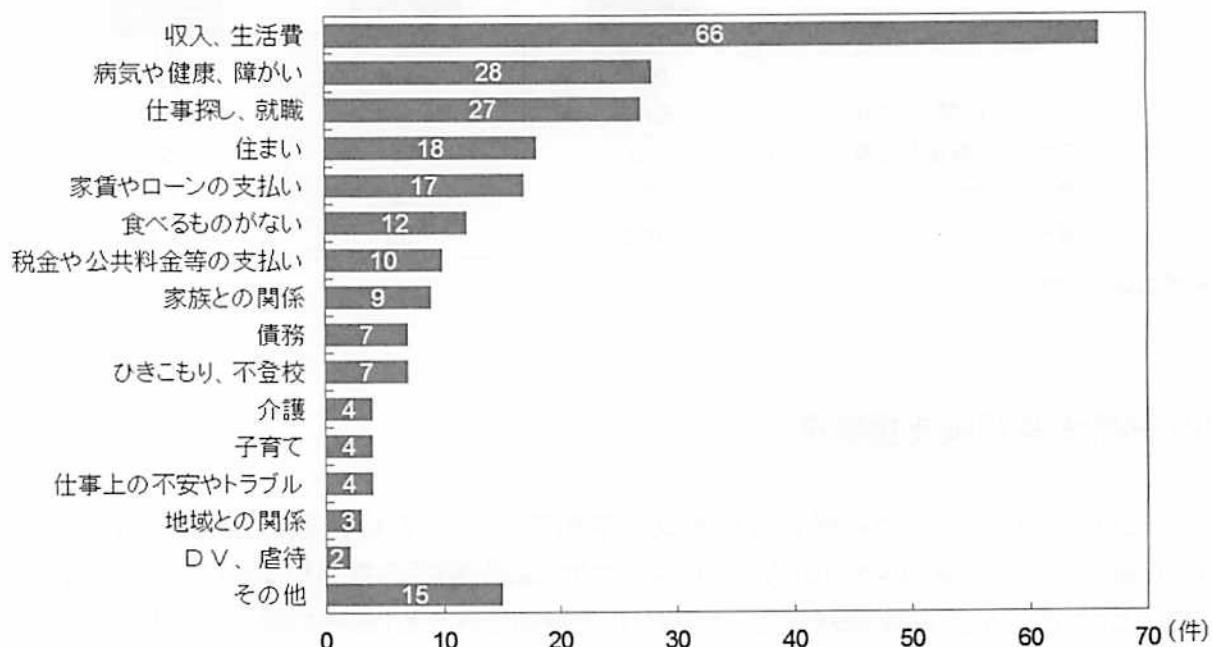
(資料)社会福祉法人大仙市社会福祉協議会 事業報告書

(5) 生活困窮者自立支援事業

生活保護に至る前の段階で生活全般に渡る困りごとに関する支援を行っており、令和元年度の相談件数は114件となっています。相談内容の内訳は「収入、生活費」が66件(57.9%)と最も多く、以下は「病気や健康、障がい」が28件(24.6%)、「仕事探し、就職」が27件(23.7%)などの順となっています。

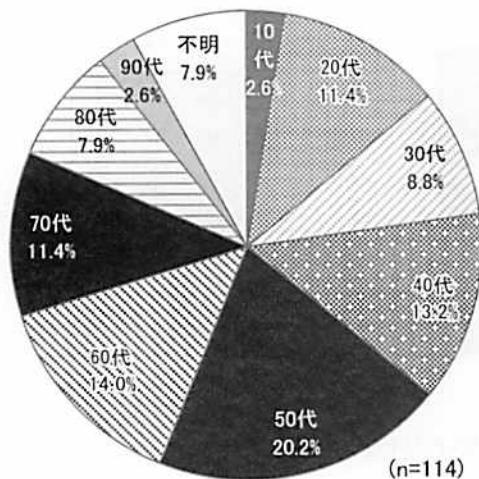
相談者の年齢別割合をみると、50代が20.2%で最も高く、以下は60代(14.0%)、40代(13.2%)の順となっています。

図表：生活困窮者自立支援事業相談内容内訳(複数回答)



(資料)大仙市の福祉

図表：生活困窮者自立支援事業相談者の年齢別割合



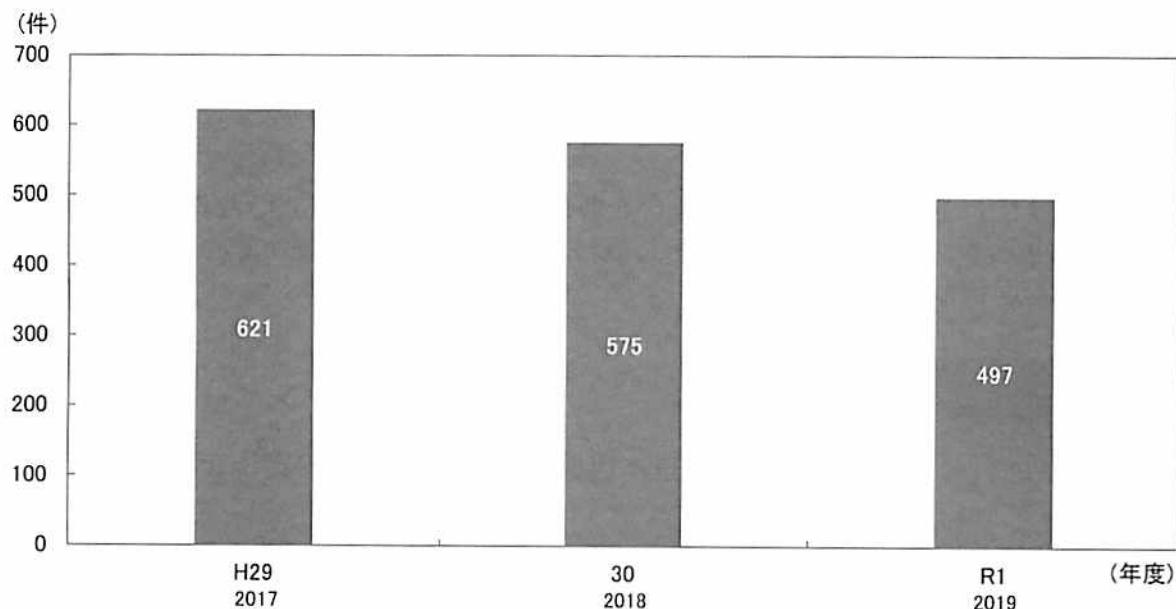
(資料)大仙市の福祉

(6) 総合相談援助事業

市社協職員が隨時行っている「心配ごと相談」の相談件数は、平成29年度から令和元年度までの3か年は減少傾向にあります。

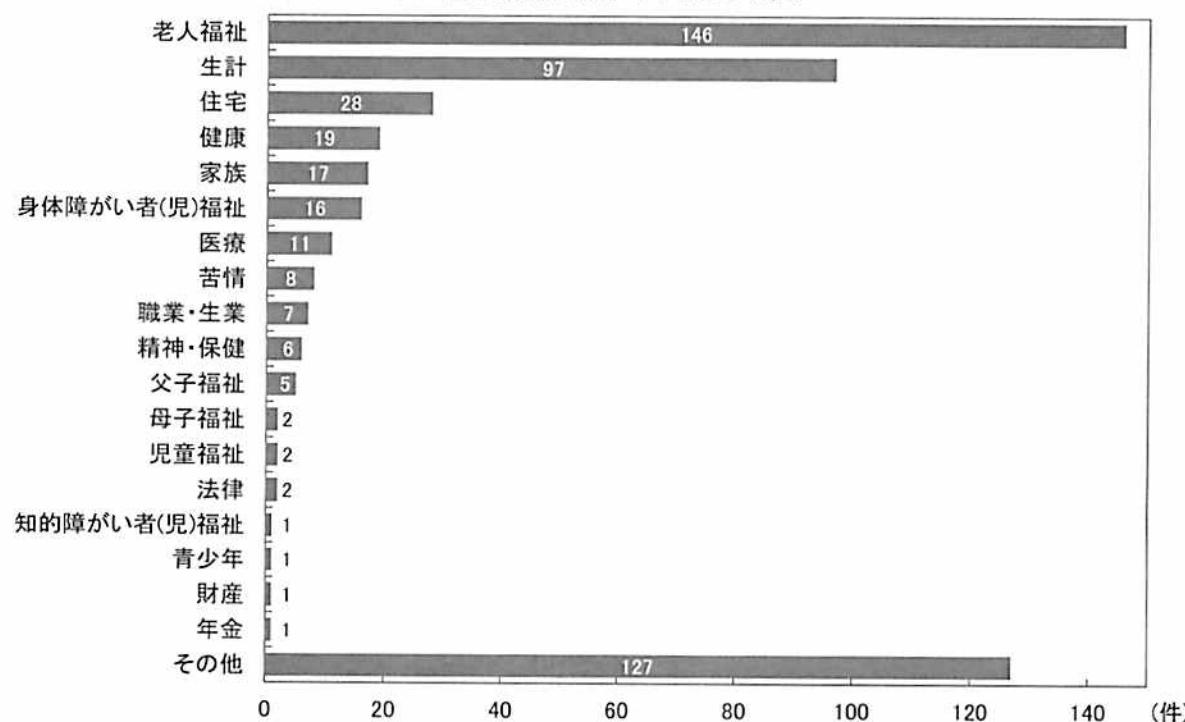
令和元年度の相談件数は497件であり、内容別では「老人福祉」が146件(29.4%)で最も多く、「生計」が97件(19.5%)、「住宅」が28件(5.6%)などの順となっています。

図表：総合相談援助事業相談件数の推移



(資料)社会福祉法人大仙市社会福祉協議会 事業報告書

図表：総合相談援助事業の主な内容別相談件数（令和元年度）



(資料)社会福祉法人大仙市社会福祉協議会 事業報告書

第3章 計画が目指すもの

1 基本理念

地域のみんなで支え合う ぬくもりのあるまちづくり

一人ひとりが地域に関心をもち、お互いを尊重し、支え合うことにより、年齢や障がいの有無等に関わらず、誰もが安心して暮らし続けることができる心豊かでぬくもりのある地域共生社会を目指します。

2 基本目標

「自助」「共助」「公助」に関わる3つの基本目標により、基本理念の実現を目指します。

「自助」の
力を高める

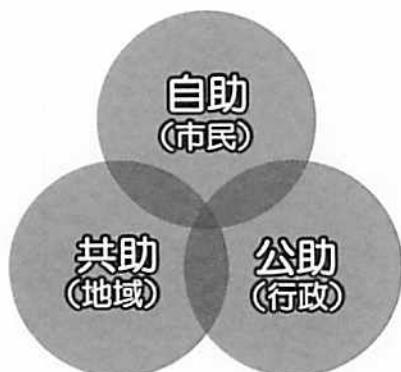
① 誰もが人や地域とのつながりを大切にする住みよい地域づくり

「共助」の
仕組みを築く

② 市民ボランティア活動の充実と支え合いの仕組みづくり

「公助」の
届ける

③ 支援を必要とする人の声が活かされるサービス基盤づくり

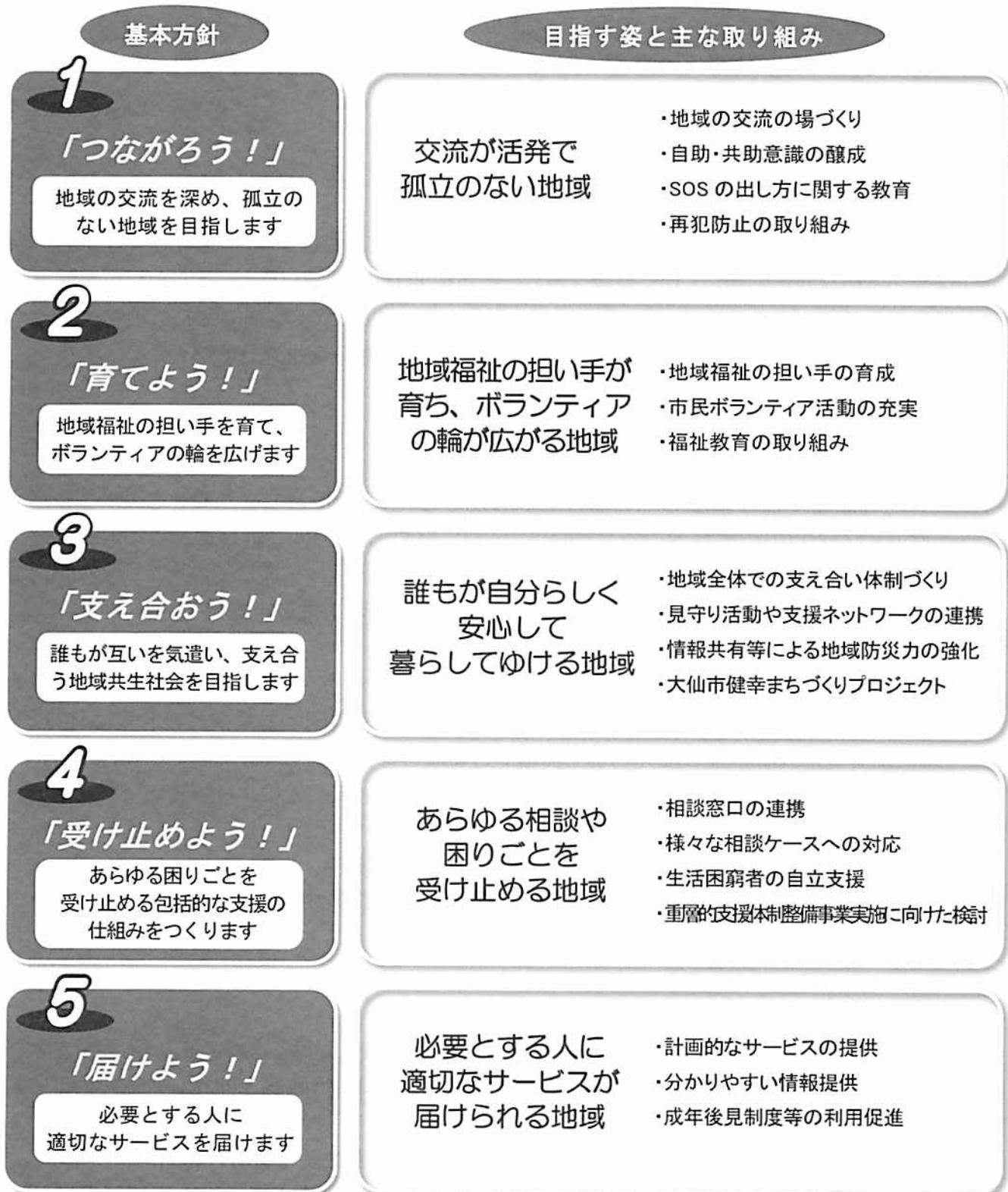


「自助」「共助」「公助」の連携による
地域福祉の取り組みを推進します。

自助 (市民)	自ら行うこと、家族での支え合い
共助 (地域)	相互扶助制度による各種サービス、ボランティア・NPO 等の市民活動による支え合い(住民組織の自発的な活動を含む)、民間サービス
公助 (行政)	福祉、保健、医療などの行政サービス

3 計画の推進

(1) 基本方針



(2) 計画における地域の捉え方

地域における支え合い体制の構築は、お互いに顔の見える日常的な範囲内で行われることから、第3次地域福祉計画と同様、本計画においても単位自治会・町内会等を地域の基礎単位とします。

なお、取り組みやサービスの内容によっては、より広範囲の機能が必要になりますが、その場合には地域の基礎単位を柔軟に捉えることとします。

(3) 地域福祉の担い手

地域福祉を推進していくためには、福祉サービスの充実はもとより、地域住民同士が互いに支え合いながら生活していく意識を育むことが重要です。地域に住む一人ひとりが地域福祉の受け手であるとともに、担い手としても活躍していくことで、地域に関わる担い手がそれぞれの役割を持ちながら連携を図り、地域福祉の取り組みを推進していくことが期待されます。

① 市民

地域活動や各種講座等への積極的な参加など、自ら地域とつながりをもつよう心がけ、一人ひとりの市民が顔の見える関係づくりに努めるとともに、地域における自らの役割を認識し、地域の支え合いの主体となります。

(例) ◆地域活動や各種講座等への参加 ◆ボランティア活動 など

② 自治会・町内会、老人クラブなどの地域団体

自治会・町内会(以下「自治会等」という。)や老人クラブ、子ども会などの地域団体は、地域の住民で構成され、支え合いを実践できる最も身近な組織です。地域の生活課題の把握に努め、解決に向けて話し合い、必要な支援につなげることにより解決の一翼を担います。

(例) ◆自治会等活動の活性化 ◆座談会の開催と参加
◆地域福祉活動への主体的参加 ◆自主防災組織の結成
◆老人クラブによる友愛訪問活動 など

③ 民生委員・児童委員

地域住民に寄り添い、支援を必要とする人からの相談を受けるほか、見守り活動等により地域の生活課題を発見し、必要な支援につなげるなど、行政等と連携した取り組みにより地域福祉を推進します。

(例) ◆サロン活動の実施や協力 ◆ボランティア活動に関する情報の活用
◆各種団体や機関と連携した支援活動の取り組み など

④ ボランティア団体

主に特定の共通する課題の解決を支援するため、自発的に結成された組織であり、同じ目的をもった人と人がつながり、組織的に地域を支援します。

- (例) ◆団体活動の向上につながる研修会の開催 ◆新たな地域の支えあい活動の創出
◆地域での支援ネットワーク構築への協力、連携 ◆活動の情報の発信 など

⑤ 社会福祉法人・福祉施設

社会福祉法人は、社会福祉法第24条第2項に規定するいわゆる「地域における公益的な取組」の役割を担います。

高齢者や障がい者、児童のための福祉施設は、それぞれの施設の基幹業務のほか、地域活動等への参加や施設の開放等により積極的に地域と交流するとともに、相談活動等によりその専門性を地域に還元します。

- (例) ◆地域活動等への参加 ◆サロン活動への協力 ◆ボランティアの受入
◆活動場所の提供 ◆専門的な知識や技術の地域への還元 など

⑥ 学校

地域の中核的な機関の一つであり、児童・生徒と地域との交流機会の創出や地域と連携したボランティア活動などの積極的な取り組みが期待されます。

- (例) ◆地域の諸団体との連携 ◆児童・生徒のボランティア活動への参加 など

⑦ 企業

企業が地域の一員として福祉的活動へ参加することにより、市民や市民団体との交流の輪が広がり、企業の人的資源や技術等が地域福祉活動に活かされることが期待されます。

- (例) ◆地域活動等への参加 ◆地域における活動場所の提供
◆除雪ボランティア大仙雪まる隊や災害ボランティア団体への登録
◆地域におけるボランティア活動の機会の提供 など

⑧ 市社会福祉協議会

社会福祉法第109条に基づく民間団体として地域福祉の推進を図るため、市民一人ひとりや地域、関係機関・団体の参加を得て、市民の主体的な福祉活動への取り組みを支援します。

また、個別の福祉課題を地域全体の問題として捉え、福祉関係事業の充実や、必要に応じて新たなサービスの創出などに積極的に関わり、地域福祉の基盤作りの役割を担います。

- (例) ◆相談支援機能の充実 ◆小地域ネットワーク活動の充実
◆ボランティアの育成・支援 ◆地域の福祉情報の発信 など

⑨ 行政

地域福祉計画等に基づき、支援を必要とする地域住民の生活課題の解決に総合的に取り組むとともに、自助・共助・公助の強化と相互の連携による地域福祉の推進に努めます。

- (例) ◆各福祉計画等に基づく福祉サービスの提供 ◆市各部局と関係機関等の連携
◆地域全体での支援の展開 など

第4章

計画の展開

1

「つながろう！」

地域の交流を深め、孤立のない地域を目指します



1 地域の課題と目指す姿

住民同士の顔の見える関係づくりは、困ったときに誰かに相談することや、いざというときに周囲の支援を受けることにつながります。これは、基本方針3 (p.41)における「地域住民等が自ら地域の生活課題等に気付き、地域で解決に取り組む仕組み」をつくる際の基盤となるため、地域の交流を促進する取り組みはますます重要になっています。

令和2年度に実施した「地域福祉についてのアンケート調査」(以下「アンケート」という。)では、地域支え合いの仕組みづくりの課題として、「他人に迷惑をかけたくないと思う人が多い(37.2%)」、「住民同士の付き合いが少ない(33.4%)」といった回答が寄せられました。周囲への過剰な遠慮や近所付き合いの希薄化が、孤立や相互扶助の機能不全につながることが懸念されます。

また、地域支え合いの仕組みづくりに特に必要な取り組みとして「住民自ら進んで日頃から相互のつながりをもつように心がけること(41.0%)」が挙げられており、このような課題は広く共有されていると言えます。

市と市社協は、サロン等の地域の交流の場づくりや自助・共助意識の醸成、児童生徒のSOSの出し方に関する教育、「大仙市再犯防止推進計画」に基づく再犯防止の取り組みなどを通じて、交流が活発で孤立のない地域づくりを目指します。

目指す姿

交流が活発で
孤立のない地域

- ・地域の交流の場づくり
- ・自助・共助意識の醸成
- ・SOSの出し方に関する教育
- ・再犯防止の取り組み

2 「目指す姿」の実現に向けて

区分	取り組むこと
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に関心をもち、地域行事や自治会活動などに積極的に参加します。 ・思いやりをもち、普段から挨拶や声かけをして地域とのつながりをもつようになります。 ・身近にある相談支援機関を普段から知っています。 ・不安や困りごとは、一人で抱え込まずに地域の方や相談機関等に相談します。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会等のリーダーは、誰もが参加しやすい雰囲気づくりに努め、地域内の活発な交流を促します。 ・老人クラブは、生きがい活動や友愛訪問活動などにより、高齢者の孤立防止に取り組みます。 ・地域の親睦のためのレクリエーションなどを通じて、健康で活力のある地域づくりに努めます。 ・声かけや見守り活動等による相談しやすい関係づくりに努め、孤立の防止に取り組みます。
事業者等 (※)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動等に積極的に参加するとともに、従業員等が地域活動等に参加しやすい環境づくりに努めます。 ・従業員が地域活動等に積極的に参加できるようにします。 ・社会福祉法人は、「活動拠点や展示・発表の場の提供」、「行事等を通じた障がい福祉の理解促進」、「地域の福祉ニーズを把握するためのサロン活動」などの「地域における公益的な取組」に取り組みます。
市社協	<ul style="list-style-type: none"> ・住民同士が相互につながるきっかけづくりのため、地域への働きかけを行うとともに、地域住民が実施する交流の場づくりを支援します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が地域交流などを通じて支え合いの必要性を認識し、自助や共助の意識が醸成されるよう支援します。 ・年齢や障がいの有無に関わらず、住民が気軽に地域行事等に参加できるよう、地域の交流の活性化や地域の創意工夫によるイベントの展開を支援します。 ・地域の子どもたちを地域全体で見守り、子育て世帯の孤立防止に努めるなど、地域における子育て環境の整備を支援します。 ・高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な方に対する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の情報提供を推進します。

(※)事業者とは、事業の内容を問わず、事業を行う個人事業者と法人や団体のこと

3 市と市社協の主な取り組み

取り組み	取り組みの内容
世代交流福祉施設管理事業 (社会福祉課)	地域住民が世代を問わず気軽に交流し、共助の地域づくりを進める場となり、高齢者の生きがいづくりの場となる世代交流福祉施設を適切に維持管理します。
家族介護者交流事業 (高齢者包括支援センター・市社協委託)	在宅において現に高齢者を介護している家族を対象として、心身のリフレッシュを図るための交流会等を開催します。 [目標・方針] 利用者数を増やすため、実施内容・実施方法等の充実を図る。
認知症高齢者家族支援事業（たんぽぽの会） (高齢者包括支援センター)	認知症の人を介護している家族及び本人、認知症の人を介護していた家族、認知症ケア担当者を対象に大仙市内の各会場で定例会(勉強会、情報交換会等)を開催します。
認知症高齢者家族支援事業（認知症カフェ運営補助金交付事業） (高齢者包括支援センター)	認知症の方やその家族、地域住民、専門職がつどい、語り合う場である「認知症カフェ」を開催する事業所や団体に対し、補助金を交付します。
地域子育て支援拠点事業 (子ども支援課)	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進を図るとともに、子育て等に関する相談、援助、情報提供や子育て及び子育て支援に関する講習等を実施します（まるこのひろば・うさちゃんひろば・つなっこひろば）。 [目標・方針] R5 年度利用組数 9,000 組 (H30 年度 8,624 組、R1 年度 7,094 組)
児童・生徒の SOS の出し方に関する教育 (健康増進センター)	市内の公立小中学校の児童生徒を対象に、子どもが様々な困難に直面した際に周囲に助けを求めることができるような教育を実施します。 [目標・方針] R5 年度までに市内全小・中学校で実施

交流の場の拡大 (市社協)	<p>○ゆいゆい交流会助成事業 町内会や自治会が自主的に開催する交流会（ゆいゆい交流会）へ経費の助成を行います。</p> <p>この交流会は、世代を問わず、住民同士のつながりの強化や、高齢者の介護予防・引きこもりの防止を目的として行うものです。</p>
	<p>○ふれあいサロン事業（一部市委託事業） 市社協が主導し、町内会や自治会と共に、町内や地区単位で生きがいや仲間づくり、介護予防を目的とした交流の場づくりを行います。</p> <p>これは、町内会などの自活動となるゆいゆい交流会に向けて、サロン開催による地域福祉活動の充実や立ち上げの支援を目的に実施するものです。</p> <p>また、交流の場づくりを行っていない地域への働きかけも行います。</p>
	<p>○無料出前講座 町内会、自治会、老人クラブや各種グループ等の団体が開催する講座や研修会などに、要請に応じて職員を派遣し、自主的に行われる交流事業を支援します。</p>
	<p>○レクリエーション用具等の貸出 地域で行うサロン等で使用する風船バレー、スカットボール等のレクリエーション用具を無料で貸出します。</p>
	<p>○サロンお助けバンク（新規） ふれあいサロンなどで体操、ヨガ、ゲーム、歌や踊りなどを指導したり披露したりする団体や個人を登録し、ふれあいサロンやゆいゆい交流会の主催者と結びつけます。</p>
高齢者等交流事業 (市社協)	<p>地域毎に高齢者世帯等を対象として、会食会やレクリエーション、買い物などの交流会を実施します。</p>
男性料理教室（新規） (市社協)	<p>男性が一人で調理できるように、関係機関の協力を得て、全地域での開催を目指します。参加者が食事を共にすることで交流の場にもつなげます。</p>

●大仙市再犯防止推進計画

国の「再犯防止推進計画」では、「誰一人取り残さない社会」の実現に向けた5つの基本方針と7つの重点分野を示しており、県の「秋田県再犯防止推進計画」においても、県の実情に応じた施策の実施・検討について示しています。

市においても、実情に応じた再犯防止に関する取組を推進し、住民が犯罪による被害を受けることなく、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すため、本計画を、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく市の「再犯防止等に関する施策の推進に関する計画」として位置付けます。

○計画策定の趣旨

全国の刑法犯により検挙された再犯者は、平成18年をピークに、平成30年には約10万人まで減少しましたが、検挙人員に占める再犯者の割合は、平成18年の38.8%から、平成30年には48.8%に達し、約10年間で約10ポイント上昇しています。

平成30年の検挙人員に占める再犯者の割合は、県において48.4%と国と同程度であり、市においても47.4%に達していることから、犯罪や非行をした人の更生に理解を深め、こうした人たちが再び社会を構成する一員となることへの支援の必要性が増しています。

また、犯罪や非行をした人の中には、安定した仕事や住居、居場所がない、高齢で身寄りがいない、障がいがある、薬物に依存している、十分な教育を受けていないなど、円滑な社会復帰に向けて、様々な支援を必要とする人が多く存在します。

更生保護の分野では、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた保護司が多数活動しています。また、過ちに陥った人たちの立ち直りを支援する女性ボランティア団体として更生保護女性の会が活動しています。

市は、更生保護に携わる保護司会、更生保護女性の会などの活動を支援とともに、地域における再犯防止への理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」に取り組みます。

また、関係機関等との連携を図り、アルコールや薬物等の依存問題、住宅確保要配慮者の支援などに取り組みます。

○「秋田県再犯防止推進計画」の推進

「秋田県再犯防止推進計画」に基づき、市が行うべき取組を積極的に推進します。

○再犯防止に関する意識の醸成

再犯防止に関する周知啓発、犯罪や非行の防止と立ち直りを支援する取組である「社会を明るくする運動」などを通じて、再犯防止に関する地域での意識の醸成を図ります。

○学校等と連携した修学支援と非行防止等の推進

「大仙市子ども・若者総合相談センター」と「大仙市子ども・若者サポートネット協議会」の連携により、修学・復学支援や就業支援、非行防止等に取り組みます。

○更生保護活動への支援

地域における更生保護の活動拠点である大曲地区更生保護サポートセンターへの支援を行います。

○保護司との連携強化

犯罪をした者の更生を助けることを目的に活動している保護司との情報共有や連携を強化します。

○民間協力者や関係団体等との連携

更生保護女性の会などの更生保護に関わる団体や支援者、市社協、保護観察所等との連携強化に努めます。また、協力雇用主などの再犯防止に向けた就労に関する支援関係者や住居に関する支援関係者等との連携を図り、取組を推進します。

- ・住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の情報提供の推進
- ・競争入札等の手続における協力雇用主に対する優遇制度の導入の検討
- ・関係機関・団体に対する計画の周知と連携・推進体制の方途についての検討

○保健医療・福祉サービスの利用支援

必要な人に対して適切な支援が行われるよう、関係機関と連携し、保健医療・福祉サービスの利用促進を進めます。

- ・アルコールや薬物等依存問題を抱える者への支援
- ・様々な媒体を活用した分かりやすい情報提供

「育てよう！」

地域福祉の担い手を育て、ボランティアの輪を広げます



1 地域の課題と目指す姿

公的な福祉サービスでは対応できない地域の生活課題や一人ひとりの細やかなニーズに応えるため、地域におけるボランティア活動の一層の充実が求められています。

ボランティア活動に関する課題としては、人口減少と地域住民の高齢化による担い手不足やニーズの増加、マッチングの問題などがあります。

アンケートでは、高齢や病気などで日常生活が困難になったときに近所に期待する手助けとして、「安否確認の声掛け(48.6%)」、「雪寄せ、雪下ろし(44.8%)」、「災害時の避難(誘導など)(24.2%)」といった回答が寄せられました。

地域では、民生委員・児童委員による見守りや声掛けのほか、老人クラブによる「一人暮らし高齢者世帯に対する友愛訪問活動」、大仙雪まる隊による除雪ボランティア活動、自主防災組織による防災活動などの活動が行われています。

市は、地域福祉の担い手を育てるため、「民生委員・児童委員への研修」、「家族介護教室事業」、「介護予防いきいき隊養成事業」、「自主グループ活動支援事業」、「認知症高齢者地域支援事業」、「メンタルヘルスセンター養成講座」などの取り組みを実施しています。

市社協では、普段ボランティアに参加しない人たちを取り込み、ボランティアの裾野を広げるため、各支所にボランティアセンターを設置し、広報活動、活動機会の創出、マッチングなどを行っています。

また、次代を担う児童・生徒のために、「サマーショートボランティア事業」、バリアフリー体験授業「菜のはなタイム」、「福祉教育担当者連絡会」などの福祉教育の取り組みを行っています。

今後は、市・市社協・地域が行うこれらの取り組みと社会福祉法第24条第2項に規定するいわゆる「地域における公益的な取組」の役割を担う社会福祉法人との連携、災害や感染症発生等に備えた平時からの事前準備や連携体制の構築等について検討しつつ、地域福祉の担い手が育ち、ボランティアの輪が広がる地域づくりを目指します。

目指す姿

地域福祉の担い手が
育ち、ボランティア
の輪が広がる地域

- ・地域福祉の担い手の育成
- ・市民ボランティア活動の充実
- ・福祉教育の取り組み

2 「目指す姿」の実現に向けて

区分	取り組むこと
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に关心をもち、ボランティア活動に関する理解を深めます。 ・お互いができる範囲で支え合う意識をもちます。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な方のために何ができるかをみんなで考え、地域ぐるみで実践します。その際、関係機関等との連携に努めます。 ・地域の福祉活動に誰もが気軽に参加できるよう、ボランティア団体が福祉活動を行う際には、積極的に活動内容を地域に発信します。
事業者等 (※)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会貢献活動の一環として、ボランティア活動等の地域福祉活動に参加します。 ・災害などの非常時には、地域の社会資源として災害ボランティア活動に参加します。 ・社会福祉法人は、「介護予防教室、講習会、在宅介護者向けの介護教室」、「施設実習、インターンシップ、ボランティア等の受け入れ」などに取り組みます。
市社協	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体や施設等との連携を密にし、ボランティアに関する相談や紹介、活動などのコーディネートを行います。 ・災害時にも、災害ボランティアセンターの運営主体としての役割を發揮できるよう日常のセンター活動を充実させます。 ・地域の未来を担う子どもたちに対して、福祉について考え、参加する機会をつくり、福祉の心を育みます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者や専門職の介護や子育てのノウハウを地域住民に結びつけ、地域や各家庭での介護や育児のスキルの向上を支援します。 ・ボランティア活動の周知と参加しやすい仕組みづくりに努めます。 ・ボランティアセンターとの連携に努めます。 ・福祉教育の取り組みを推進します。

(※)事業者とは、事業の内容を問わず、事業を行う個人事業者と法人や団体のこと

3 市と市社協の主な取り組み

取り組み	取り組みの内容
民生委員・児童委員への研修 (社会福祉課)	<p>民生委員・児童委員に専門的・体系的な研修の機会や情報交換の場を提供します。</p> <p>[目標・方針] 市と市民児協が合同の研修を実施する。(年1回)</p>
家族介護教室事業 (高齢者包括支援センター・市社協委託)	<p>在宅で高齢者を介護している方や近隣の支援者を対象に、介護相談・介護予防の知識・技術の習得などの教室を開催します。</p> <p>[目標・方針] 利用者数を増やすため、実施内容・実施方法等の充実を図る。</p>
介護予防いきいき隊養成事業 (高齢者包括支援センター・市社協)	<p>高齢者の介護予防意識の向上を図り、誰もが安心して自立した生活を送ることができる地域づくりを目指すため、行政と協働で介護予防の知識を普及する役割を担い、介護予防事業での指導助手やプログラム指導ができる住民ボランティア「介護予防いきいき隊」を養成します。</p> <p>[目標・方針] 事業の効率化及び受講者の幅広い活躍の場創出のため、「地域福祉活動サポートー養成」との事業の統合を検討する。</p>
自主グループ活動支援事業 (高齢者包括支援センター)	<p>介護予防普及啓発事業等で実施した教室等が終了後、自主サークルやサロンとなった場合に、その自主活動が積極的に継続できるよう支援します。</p> <p>[目標・方針] R5年度参加者実人数 900人 (H30年度 524人、R1年度 620人)</p>
認知症高齢者地域支援事業（認知症サポートー養成講座） (高齢者包括支援センター)	<p>認知症サポートー養成講座の講師役であるキャラバンメイトと連携を図り、地域住民、職域団体や学校等を対象に、認知症の人と家族への応援者である認知症サポートーを養成します。</p> <p>[目標・方針] R5年度認知症サポートー養成講座受講者数 250人 (H30年度 286人、R1年度 979人)</p>

<p>メンタルヘルスセンター養成講座（基礎編） (健康増進センター)</p>	<p>心の健康づくりや自殺予防活動に関する基礎的な知識と技術を身につけ、ボランティアとして活動するメンタルヘルスセンターを養成します。</p> <p>[目標・方針] R5 年度講座修了者数累計 259 人 (H30 年度累計 172 人、R1 年度累計 195 人)</p>
<p>メンタルヘルスセンター養成講座（応用編） (健康増進センター)</p>	<p>メンタルヘルスセンター養成講座基礎編修了生の希望者に、知識の向上と技術のスキルアップを目的とした講座を開催します。</p> <p>[目標・方針] R5 年度講座修了者数累計 106 人 (H30 年度累計 57 人、R1 年度累計 66 人)</p>
<p>メンタルヘルスセンターの会 (健康増進センター)</p>	<p>年1回、会員を対象とした研修会を開催し、会員が情報交換や交流ができる機会を提供します。</p> <p>[目標・方針] R5 年自殺率 19.1 以下 (H30 年 21.5、R1 年 24.9)</p>
<p>ボランティアセンター事業 (市社協)</p>	<p>○ボランティアセンターの運営 各支所にボランティアセンターを設置し、ボランティアの登録や活動先の紹介、ボランティア情報の提供を行います。</p> <p>また、ボランティア活動のニーズ把握を適切に行い、ボランティア活動のマッチング作業を十分にできるよう体制を整えます。</p> <p>○ボランティア講座の開催（新規） 様々な技術や人のネットワークを持つ、団塊世代を対象にボランティア講座を開催します。講座後に受講者のグループ化を進めます。</p> <p>○災害ボランティアセンターの運営 市が設置する災害ボランティアセンターの運営を行い、ボランティアの募集やニーズ調査を実施し、要請のある被災者に対しボランティアの派遣を行います。</p> <p>また、発災後に活動できる市民ボランティアの事前登録と災害ボランティアに関する研修等を進めます。</p> <p>今後は、より迅速な対応を目指し、通常のボランティアセンターの運営の中で、平時からの事前準備や関係団体等との連携に努めます。</p>

ボランティア連絡協議会活動の支援 (市社協)	<p>ボランティア連絡協議会に対する支援を行います。</p> <p>また、ボランティア連絡協議会に加入している芸能ボランティア等と、各地で行われているサロンとの連携を進め、相互の活動の活性化を図ります。あわせて、サロンお助けバンクへの加入を進めます。</p>
除雪ボランティア大仙雪まる隊活動の支援 (市社協)	<p>除雪ボランティアに対する活動支援を行います。除雪活動にあたっては、ボランティアと民生児童委員、行政等と連携を図りながら、適切で効果的な活動が行われるよう支援していきます。</p>
福祉教育の推進 (市社協)	<p>○サマーショートボランティア事業 小・中・高校生を対象に、夏休みを利用してできるボランティア活動の機会を提供します。</p>
	<p>○バリアフリー体験授業「菜のはなタイム」 小・中・高校生の高齢者や障がい児・者に対する意識を高め、バリアフリーについて考えるきっかけづくりの場を提供するために、学校と連携して授業（体験談の傾聴、車いす、視覚障がい体験、高齢者体験）を行います。</p> <p>また、実施にあたっては児童・生徒を補助する見守りボランティアを募り、市民の意識を高める機会にもします。</p>
	<p>○小中学校向け福祉の出前講座（新規） 「私たちの住む地域の福祉を学ぶ」などをテーマに地域の福祉事業を交えながら、次代を担うこどもたちに対して講話を行います。</p>
	<p>○福祉教育担当者連絡会 中央、東部、西部の地域毎に小・中・高等学校・支援学校と連絡会を開催し、福祉教育や社協事業に関する意見交換を行い、福祉活動に対する理解を深め、相互の協力を進めます。</p>
市内社会福祉法人との連携（新規） (市社協)	<p>市内の社会福祉法人と連携、協働し、社会福祉法人が行う地域貢献事業の検討を進めます。</p>

3

「支え合おう！」

誰もが互いを気遣い、支え合う地域共生社会を目指します



1 地域の課題と目指す姿

世帯が抱える生活課題や地域の福祉課題を適切な支援につなげるため、地域住民等が自ら地域の生活課題等に気付き、地域で解決に取り組む仕組みを整えることが重要です。

とりわけ、ひとり暮らしの高齢者やひとり親世帯、障がい者世帯など、何らかの支援を必要としている人が地域から孤立した場合には、問題が深刻化することが懸念されます。

また、地域全体での支え合いは、災害時など、いざというときに最も身近で迅速・適切な支援が行われるために必要です。

市は、「生活支援体制整備事業」、「大仙市地域見守り協力協定」、「認知症行方不明者SOSネットワーク」、「ファミリー・サポート・センター事業」などにより地域全体での支え合い体制づくりを進めます。さらに、「災害時避難行動要支援者情報の関係機関との共有」や「福祉避難所の設置及び運営に関する協定」により、地域の防災力の強化を支援します。

また、雪対策や子どもの貧困対策、自殺対策については、各計画に基づき、市、関係団体、民間団体、企業、市民等が連携・協働して総合的に推進するほか、健康の維持・増進と健康意識の醸成を推進するための官民連携の取り組みとして「大仙市健幸まちづくりプロジェクト」を展開します。

市社協は、小地域ネットワーク活動の充実などにより、安全かつ安心して住み慣れた地域で生活ができるように、支援が必要な世帯に対する見守り活動や生活支援等のネットワークづくりを進めています。

今後も、地域の支援者や支援機関が各々の役割を認識し、必要に応じて支援機関等につなぐことができるよう支援者同士や各支援ネットワークの連携を促し、誰もが安心して暮らしてゆける地域共生社会を目指します。

目指す姿

誰もが自分らしく
安心して
暮らしてゆける地域

- ・地域全体での支え合い体制づくり
- ・見守り活動や支援ネットワークの連携
- ・情報共有等による地域防災力の強化
- ・大仙市健幸まちづくりプロジェクト

2 「目指す姿」の実現に向けて

区分	取り組むこと
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の生活課題を自分のこととして受け止めます。 ・隣近所で困っている人や判断に迷っている人がいたら、声かけをします。 ・普段の関わりを通じて地域の生活課題を早期に発見し、できる範囲で解決に向けた話し合いや支え合いを行います。 ・災害時の避難方法や避難場所を確認するなど、普段から地域の防災に関する情報に关心をもち、情報収集に努めます。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会等は、困っている人や地域の生活課題に気付いたときは、民生委員・児童委員や関係機関へつなぐなど、早期解決に向けて支援します。 ・民生委員・児童委員は、支援を要する人の早期発見や支援に努め、相談があれば迅速に対応します。また、自治会等との連携に努めます。 ・ボランティアや関係機関等は互いに協力・連携し、困っている人を支援します。 ・自主防災組織や自治会等は、地域の実情に応じ、地域の見守りや避難訓練などの活動を行います。また、民生委員・児童委員と連携して地域の避難行動要支援者の把握や災害時の避難体制の整備などに努めます。 ・自治会等は、共助の精神をもって自主的に雪対策に取り組むよう努めます。
事業者等 (※)	<ul style="list-style-type: none"> ・大仙市地域あんしん見守り隊の活動など、地域の見守りや地域課題の発見に関する協力します。 ・社会福祉を目的とする事業の経営に当たっては、社会福祉に関する地域の活動と相互に協力し、関係機関との連携等により地域生活課題の解決を図るよう特に留意して地域福祉の推進に努めます。 ・社会福祉法人は、「地域行事等を通じた地域の関係者とのネットワークづくり」、「施設の避難訓練や自衛消防訓練への地域住民等の参加」、「福祉避難所の設置及び運営に関する協定の締結」などに取り組みます。
市社協	<ul style="list-style-type: none"> ・小地域ネットワーク活動を基本に、いつでも助け合えるよう日常の訪問や支援活動を進めます。 ・町内会・自治会などの住民組織や関係機関・団体等と協力し、声をかけあえる地域づくりを目指します。 ・民生委員・児童委員や福祉員、関係機関・団体等と連携して気になる世帯を把握し、支援が必要な世帯に対するネットワークづくりを進めます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の生活課題を地域で発見し、必要な支援につなげるためのネットワークや支援者同士の必要に応じた連携による地域全体での支援の展開を目指します。 ・災害時における避難行動要支援者を把握し、支援関係者と情報を共有します。 ・災害時、避難支援者を含む地域住民や関係機関等と連携するためのネットワークの構築を目指します。 ・声かけや見守りなど、住民や地域が主体となる共助の取り組みを促し、地域防災力の向上を支援します。 ・市民が冬期間においても「安全・安心な生活」を送ることができるよう、市民と協働で雪対策に取り組みます。

(※)事業者とは、事業の内容を問わず、事業を行う個人事業者と法人や団体のこと

3 市と市社協の主な取り組み

取り組み	取り組みの内容
地域見守り協力協定 (社会福祉課)	<p>地域の見守り支援体制の整備による地域支援を行います。</p> <p>[目標・方針] 事業者に対し年1回の通知を行い、事業周知を図る。</p>
避難行動要支援者情報の共有 (社会福祉課)	<p>災害時における避難行動要支援者名簿を整備し、避難支援関係者等と平常時から情報を共有します。</p> <p>[目標・方針] R5年度情報提供済み自治会・町内会等の数 200団体 (H30年度 181団体、R1年度 175団体)</p>
福祉避難所の設置及び運営に関する協定 (社会福祉課)	<p>指定施設との協議、設置・運営訓練等により、福祉避難所の実効性を高め、災害時の要配慮者避難に備えます。</p> <p>[目標・方針] 協議や設置・運営訓練の年1回以上の実施。</p>
ファミリー・サポート・センター事業 (子ども支援課)	<p>子育ての手助けが欲しい人（ファミリー会員）と子育てのお手伝いをしたい人（サポート会員）が会員登録し、お互いの希望を調整して育儿の相互支援を実施します。</p> <p>[目標・方針] R5年度サポート会員数 100人 (H30年度 91人、R1年度 89人)</p>
生活支援体制整備事業 (高齢者包括支援センター、一部市社協委託)	地域のニーズや社会資源を把握し、地域の方々やくらしサポート協議会、関係団体等と協働してその地域に合った支え合いや助け合いなどの仕組みづくりのコーディネートを行います。
介護予防・通いの場づくり事業補助金 (高齢者包括支援センター)	住民主体の介護予防の場の増設を目的とし、高齢者サロン等を年間を通じて開設し、地域住民の参加を広く呼びかける団体に対して助成します。

認知症行方不明者SOSネットワーク (高齢者包括支援センター)	認知症により行方不明になる方の情報を事前に登録し、行方不明になつた場合、警察や地域関係者等と連携し、早期発見・保護につなげる仕組みです。
大仙市健幸まちづくりプロジェクト (健幸まちづくり推進室)	市民に身近な健康づくりの機会を提供し、健康の維持・増進と健康意識の醸成を推進することで、「健康寿命の延伸」や「医療費等の抑制」を図るとともに、健幸ポイント制度の活用による地域経済施策など、健康を核に様々な分野との政策間連携により地域の活性化等に結び付け、市民一人ひとりが心身ともに健康で、生きがいを持ち、安心して豊かに暮らせる「健幸まちづくり」を推進し、「地方創生の実現」につなげることを目的に、官民連携の取り組みを全市的に展開します。
「大仙市雪対策基本条例」及び「大仙市雪対策基本計画」に基づく雪対策 (総合防災課)	冬期間の除雪等の雪対策については、「大仙市雪対策基本条例」及び「大仙市雪対策基本計画」に基づき、市民、自治会等、事業所及び市がそれぞれの果たす責務と役割を担い、雪対策における協働によるまちづくりを進めます。
「大仙市子どもの貧困対策に関する推進計画」に基づく子どもの貧困対策 (子ども支援課)	子どもの貧困対策については、「大仙市子どもの貧困対策に関する推進計画」に基づき、市・地域・企業が連携し、子どもの貧困問題に対する課題や現状についての認識を共有しながら、貧困の状況にある子どもやその世帯を温かいまなざしで見守り、継続的に取り組みます。
「大仙市いのち支える自殺対策計画」に基づく自殺対策 (健康増進センター)	自殺対策については、「大仙市いのち支える自殺対策計画」に基づき、医療・福祉・教育・労働分野の関係機関及び民間団体と市の関係部局で構成する「大仙市自殺予防ネットワーク推進協議会」を設置し、それぞれの専門性を活かして総合的に推進していきます。 さらに、市長を本部長に、自殺対策に関連の深い部局長及び各支所長で構成する「大仙市いのち支える自殺対策推進本部」を設置し、庁内の横断的体制を整備し大仙市の自殺対策を推進していきます。
小地域ネットワーク活動の充実 (市社協)	民生児童委員、福祉員や関係機関との連携・調整のもとに、コミュニティソーシャルワーカーが中心となって、何らかの支援が必要な世帯に対する「見守り活動」や「生活支援」のネットワークづくりを進めます。 きめ細やかな支援ができるように、行政や関係機関、事業者等と情報の共有と連携を強化し、ネットワークの質を高めます。

福祉実態調査 (市社協)	社会的な支援を必要とする世帯の把握に努め、支援する体制をつくるために、民生児童委員や関係機関の協力を得て「気になる世帯」や「除雪ボランティア大仙雪まる隊」除雪対象世帯の調査を行います。
気になる世帯訪問活動 (市社協)	福祉実態調査による「気になる世帯」に対しては、関係機関等から情報を収集し、必要に応じて職員が訪問等を行い、関係者と共に見守りや生活支援などのネットワークづくりを行います。
福祉関係機関等との連携 (市社協)	要援護世帯の事故や犯罪被害を防止するためのネットワーク活動を進めるため、関係機関や団体との情報・意見交換や連携を図りながら、地域福祉活動を強化します。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉関係機関等連絡会 ・各地区民生児童委員協議会定例会への出席 ・地域ケア会議への出席 ・防火診断（消防と協力）
福祉員活動の推進 (市社協)	地域の福祉アンテナ役として、地域や町内毎に福祉員を委嘱します。福祉員は、地域の生活課題を一人の住民として早期に発見し、社会福祉協議会や民生児童委員につなげる橋渡しとしての活動や、社会福祉協議会会員の募集、福祉情報を発信する活動を進めます。
お隣ネット活動 (市社協)	地域の見守り等が必要な世帯（緊急通報システム設置世帯等）に対し、民生児童委員、協力員等が集まり茶話会を開催し、利用者の生活や身体状態を含めた情報交換や緊急時対応の確認を行います。
ふれあいコール (市社協)	緊急通報システム利用者に対し、週1回安否確認のための「ふれあいコール」を行います。 また、年間を通してふれあいコールの市民ボランティアを募集し、地域の福祉力を高めていきます。
福祉のまちづくり委員会 (市社協)	福祉のまちづくりを進めるために、地域の福祉課題の把握や社協事業への意見・提言を行い、くらしサポート協議会と連携して地域福祉活動を推進します。
町内会長等地域代表者会議 (市社協)	地域の代表者である町内会長等に社協事業についての理解を図ると共に、地域が抱える福祉課題について共通の認識をもち、解決に向けた連携を図ります。

結いっこサービス事業（市社協）	<p>日常生活を送る上で、話し相手や軽易な手助けが必要になったとき、「結いっこサポーター」が希望する方の自宅に伺いサービスを提供するとともに、買い物支援を毎月実施し、高齢者等の買い物の不便解消を図ります。また、結いっこサポーター・社協職員による定期的な気になる世帯への巡回声掛け訪問活動を実施します。</p> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概ね 65 歳以上の単身者世帯または高齢者のみの世帯 ・障がいをもつ単身者世帯
身守りカードの発行（市社協）	<p>緊急時の連絡先や通院している医療機関などについて記載したカード（室内用・携帯用）を、希望者へ配布するとともに関係機関と協働し、事業の周知に努めます。</p> <p>また、年数経過等のため記載内容に変更が生じた保持者には、希望によりカードの更新を行います。</p>
地域福祉活動推進団体への支援（市社協）	<p>地域福祉の推進に取り組む団体に対し、「福祉のまちづくり推進事業助成」を行い、団体活動を支援します。</p>

「受け止めよう！」

あらゆる困りごとを受け止める包括的な支援の仕組みをつくります



1 地域の課題と目指す姿

市民が生活を営んでいく上で生じる課題は、引きこもりや社会的孤立、介護や子育て、障がい、就労、生計、虐待、自殺など多岐にわたっており、近隣の支え合いだけでは解決が困難な事例も増えています。

こうした複雑、複合的な課題が埋もれてしまわないよう必要な支援につなげていくためには、地域住民等と協働しながら、相談の内容や背景如何を問わず、丸ごと受け止めることができる包括的な相談支援の仕組みづくりが必要です。

市は、平成25年4月に子ども・若者総合相談センターを設置し、引きこもりなど社会生活を営む上で何らかの困難のある方が相談しやすい環境を提供し、支援にあたっているほか、働きたくても働けない、住むところがないなどの困りごとに対応するため、「生活困窮者自立支援事業」を行うなど、必要な支援体制を整えています。

市社協は、活動や事業を通じて、世帯が抱える生活課題に対する支援や情報の提供、必要に応じた関係機関等との連携によって、市民の相談窓口としての役割を担います。

今後は、地域住民等による地域生活課題の発見や各相談機関の一層の連携による包括的な支援体制の整備につなげるため、改正社会福祉法第106条の4に規定する「重層的支援体制整備事業(※)」の計画期間内の実施に向けた検討を行います。

※ 既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業

目指す姿

あらゆる相談や
困りごとを
受け止める地域

- 相談窓口の連携
- 様々な相談ケースへの対応
- 生活困窮者の自立支援
- 重層的支援体制整備事業実施に向けた検討

2 「目指す姿」の実現に向けて

区分	取り組むこと
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・困りごとを一人で抱え込まず、早めに相談機関や身近な支援者に相談します。 ・地域内の情報に关心をもち、異変等に気付いたときには、民生委員・児童委員、市、市社協などに連絡します。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・困っている人や地域の課題についての相談に応じます。地域で解決できない課題は、関係機関等につなぎます。 ・民生委員・児童委員は担当区域内の状況把握に努め、課題を早期に発見し、適切な支援先につなげます。
事業者等 (※)	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら支援をすることが難しい地域の生活課題を把握したときは、関係機関による支援の必要性を検討し、支援関係機関に必要な支援を求めるよう努めます。 ・顧客やサービスの利用者などが、何らかの生活の課題を抱えている、または、何らかの被害に遭っていると判断される場合で、本人の承諾が得られた際は行政などの公的機関へ情報を提供します。 ・社会福祉法人は、「専門性を活かした相談支援」、「関係機関との連携ネットワークへの参画」などに取り組みます。
市社協	<ul style="list-style-type: none"> ・気軽に立ち寄れる身近な相談窓口として多種多様な問題に対応できるよう努めるとともに、専門機関との連携を強化します。 ・世帯が抱えている生活の困りごとの解決のために課題を整理し、相談者の自立へ向けた支援をします。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・地域から寄せられる様々な困りごとや相談できずにいる方々の発見に努め、適切なサービス利用につなぎます。 ・人に知られたくない困りごとを抱えた人や社会との接点がない人など、表面化しにくい課題を抱えた人への対応について、関係機関や地域と連携してその方策の検討を行い、解決を支援します。 ・生活困窮者自立支援事業を通じて、支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

(※)事業者とは、事業の内容を問わず、事業を行う個人事業者と法人や団体のこと。

3 市と市社協の主な取り組み

取り組み	取り組みの内容
生活困窮者自立支援事業 （社会福祉課・一部市社協委託）	<p>「生活困窮者自立支援法」に基づき、困窮状態からの早期脱却と自立促進を図るため、生活困窮者の状態に応じた包括的かつ継続的な支援を実施します。</p> <p>また、随時「大仙市生活困窮者自立相談支援調整会議」を開催し、生活困窮者への支援プランについて、関係機関と検討、共有するとともに、支援結果の評価を行います。</p> <p>(必須事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立相談支援事業 困窮者からの相談に対して専門の職員が問題の要因を分析し、支援プランを作成し、自立した生活が可能になるまで支援します。(市社協委託) ・ 住居確保給付金 離職等により住居を失った方や失うおそれのある方に対して、安心して求職活動ができるように、給付金を支給します。(自立相談支援室で受付) <p>(任意事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労準備支援事業 すぐには一般就労することが困難な方に対し、就労に向けた準備段階として、必要な知識と能力の習得を目指し、生活訓練や社会訓練を行います。平成30年度より訪問支援「アウトリーチ」の取組みを開始し、就労困難者への生活改善及び社会復帰へ向けた支援を行っています。(NPO法人まるごとおら委託) ・ 家計改善支援事業 滞納や債務問題など家計に課題を抱える方に対して、公的制度の利用支援、家計表の作成等きめ細かい相談支援を行うとともに、必要に応じて資金の貸付のあっせん等を行います。(市社協委託)
子ども・若者育成支援事業 (社会福祉課)	<p>保健、医療、教育、雇用などの関係機関と連携し、就学・復学・就業又は社会復帰のための支援事業を実施します。</p> <p>[目標・方針] 市内2か所の子ども・若者総合相談センターを拠点に、それぞれの特色を活かした支援体制を強化する。</p>
障がい者相談員事業 (社会福祉課)	<p>広報等で相談員を周知し、随時相談を受け付ける体制を整えています。</p>

<p>(仮称) 子ども家庭総合支援拠点設置事業 (子ども支援課)</p>	<p>地域の全ての子ども、家庭の相談に対応する専門性をもった機関・体制を整備し、原則として、18歳までの全ての子どもを切れ目なく継続的に支援します。</p> <p>[目標・方針]</p> <p>R4年度までに子ども家庭総合支援拠点を設置する。</p>
<p>総合相談支援事業 (高齢者包括支援センター)</p>	<p>高齢者に対し必要な支援を把握するため、初期段階から継続して相談支援を行い、ネットワークの構築に努めます。</p>
<p>高齢者等相談支援事業 (高齢者包括支援センター・市社協委託)</p>	<p>おおむね65歳以上の高齢者を対象に、弁護士による法律相談、司法書士による土地・家屋・相続の専門相談を実施します。</p>
<p>包括的・継続的ケアマネジメント事業 (高齢者包括支援センター)</p>	<p>誰もが住み慣れた地域で暮らすことが出来るようにケアマネジャーと医療機関を含めた関係機関との連携や、地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例への指導、援助、情報提供を実施します。</p>
<p>地域ケア会議推進事業 (高齢者包括支援センター)</p>	<p>個別ケースについて多職種や住民で検討を行うことで地域課題を共有し、課題解決に向け関係者のネットワーク構築や資源開発、施策化を推進します。</p>
<p>精神保健相談 (健康増進センター)</p>	<p>保健師によるこころの相談、家庭訪問を行います。</p> <p>[目標・方針]</p> <p>R5年自殺率 19.1以下 (H30年 21.5、R1年 24.9)</p>
<p>自殺予防ネットワーク推進協議会 (健康増進センター)</p>	<p>自殺を未然に防止するために、行政機関、地域の団体等からなる自殺予防ネットワークを構築するとともに、それぞれの分野の特性を活かした役割分担をしながら相互の連携を図り、地域の実情に即した自殺予防対策について必要な事項を協議します。</p>
<p>自殺未遂者対策分科会 (健康増進センター)</p>	<p>自殺未遂者のケアに取り組むことは自殺予防を図るために重要なことから、関係機関が連携し、地域の実情に即した自殺予防対策に係る専門的事業を推進するため、大仙市自殺予防ネットワーク推進協議会に自殺未遂者対策分科会を設置します。</p>

ほっとスペース (健康増進センター)	<p>こころの健康の維持・増進のため、臨床心理士がカウンセリングを行い、必要に応じて専門機関の紹介や医療機関の受診等を勧奨し、早期に問題解決を支援します。</p> <p>[目標・方針] R5年自殺率 19.1以下 (H30年 21.5、R1年 24.9)</p>
いのちの総合相談会 (健康増進センター)	<p>社会保険労務士や産業カウンセラーなどの専門家を交えた相談会で相談者の問題を整理するとともに、必要な支援に結びつけることで経済・生活問題の自殺を防ぎます。</p> <p>[目標・方針] 「経済・生活問題」を原因とした自殺者数 R1～R5年 合計 15人以下 (H24～H28年 合計 21人)</p>
社協の福祉相談事業 (市社協)	<p>障害者相談支援事業所や介護サービス、高齢者包括支援センターの各部門と密接に連携し、市民の身近な相談窓口としての機能を強化します。</p> <p>また、若者向けの相談窓口を充実強化し、若者の貧困などにも対応できるよう関係機関との連携を強化します。</p>
食糧支援事業(新規) (市社協)	<p>従来から実施しているコープフードバンクに加え、フードドライブを実施し、生活困窮者への食料支援を行います。</p>

5

「届けよう！」

必要とする人に適切な福祉サービスを届けます



1 地域の課題と目指す姿

利用者が必要なサービスを自ら選択し、利用することができるよう、市や市社協、事業者等は、計画的にサービスを提供しています。

必要とする人に適切な福祉サービスを届けるためには、市民や事業者に対し、地域福祉や保健・医療・福祉サービスなどの情報を分かりやすい形で提供し、周知することが重要です。

アンケートでも、市が福祉保健分野で特に力を入れて取り組むべきこととして、「医療保険や介護保険などの社会保障制度の安定を図る(39.8%)」、「保健や福祉に関する情報提供を充実させる(34.1%)」といった回答が寄せられています。

なお、福祉に関する必要な情報の入手先としては、「市や社会福祉協議会の広報(64.7%)」と最も多く、「新聞、テレビなど(43.4%)」、「家族や友人との会話など(35.5%)」と続きます。

認知症や知的障がい者、精神障がい者などの中には、必要なサービス等を自ら選ぶことが困難な方もいます。地域の高齢化に伴い、認知症の方は増加すると見込まれていることから、判断能力が不十分な方を保護し、必要な福祉サービスを提供するための成年後見制度等の利活用を進める取り組みが重要です。

市と市社協は、広報、ホームページ、FMはなび等を活用した情報提供や成年後見制度等の利用促進などの取り組みにより、支援を必要とする人に適切なサービスが届けられる地域を目指します。

目指す姿

必要とする人に
適切なサービスが
届けられる地域

- ・計画的なサービスの提供
- ・分かりやすい情報提供
- ・成年後見制度等の利用促進

2 「目指す姿」の実現に向けて

区分	取り組むこと
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉・保健・医療の制度やサービスを正しく理解します。 ・自ら必要な情報の収集に努め、自分にあったサービスを選択します。 ・行政や事業者に自分の要望や意思、意見を伝え、自ら適切なサービスを求めます。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会や老人クラブ等は、公的な福祉サービスでカバーしきれない部分を住民同士の助け合いやボランティア活動によって補完するよう努めます。
事業者等 (※)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者ニーズと地域の特性を踏まえたサービスの展開に努めます。 ・顧客やサービス利用者等が生活に課題を抱えており、安全確認業務など生活支援サービスが必要と考えられる場合は、行政につなぎます。
市社協	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な方へ、住み慣れた地域で暮らしていくことができるよう適切なサービスを提供します。 ・誰もが地域福祉や福祉サービスに関する情報を受け取ることができる環境を整備します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢、障がい、子ども・子育て等の各福祉分野の計画に基づき、市各部局と関係機関等の連携に努めつつ、福祉サービスを計画的に提供します。 ・広報やホームページ、FMはなび等を活用し、地域住民や事業者に対し、地域福祉や保健・医療・福祉サービスなどに関する情報を分かりやすい形で提供し、周知します。 ・日常生活上の意思表示や判断に不安がある人の権利を守るため、サービス事業者などとの連携により、成年後見制度等の利用を促します。 ・制度の紹介など必要な情報提供に努め、多様な実施主体による福祉サービスの充実を目指します。

(※)事業者とは、事業の内容を問わず、事業を行う個人事業者と法人や団体のこと

3 市と市社協の主な取り組み

取り組み	取り組みの内容
各福祉計画に基づく 計画的なサービスの 提供 (健康福祉部)	高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉に関するサービスを各福祉計画に基づき計画的に提供します。その際、様々な媒体を活用した分かりやすい情報提供に努めます。
成年後見制度利用支 援事業 (社会福祉課・高齢 者包括支援センタ ー)	成年後見制度の利用に係る低所得者への申立て費用及び後見人等への報酬の助成、並びに市長申立が必要な方への対応及びその費用を助成します。
権利擁護事業 (社会福祉課・高齢 者包括支援センタ ー)	福祉サービス等の相談受付と対応を行います（高齢者虐待の防止及び対応、消費者被害の防止及び対応、判断能力を欠く状況にある人への支援など）。
食の自立支援事業 (高齢者包括支援セ ンター・市社協委託)	利用者宅に定期的にボランティアや職員が訪問し、栄養バランスのとれた食事を届けるとともに、安否確認を実施します。 対象者：高齢者のみの世帯等で調理を行うことが困難な方
母子家庭等自立支援 給付金支給事業 (子ども支援課)	母子父子家庭等のうち条件を満たす方を対象に、教育訓練や対象資格の取得に要する費用一部を給付します。 ○教育訓練給付金 ○高等職業訓練給付金 [目標・方針] R5 年度給付件数 4 件 (H30 年度 4 件、R1 年度 4 件)
いのちの禪事業 (健康増進センター)	救急医療機関に搬送された自殺未遂者に対して各種相談窓口が掲載されたパンフレットを渡します。 [目標・方針] 「自殺未遂歴あり」の自殺者数 R1～R5 年 合計 5 人以下 (H25～H29 年 合計 10 人)

大仙市コミュニティFM(FMはなび)での普及啓発 (健康増進センター)	大仙市コミュニティFM(FMはなび)における「毎日がだいせん日和」を活用し、こころの健康に関する内容を放送します。
自殺予防街頭キャンペーン (健康増進センター)	自殺予防週間と自殺予防デーのある9月に、市内の商業施設3か所で、自殺予防の啓発媒体を配布します。
こころの体温計 (健康増進センター)	<p>パソコンや携帯電話を使い、「本人モード」、「家族モード」、「赤ちゃんママモード」、「ストレス対処タイプテスト」、「アルコールチェックモード」の5つのチェックシステムを用いてストレス度をチェックすることができるシステムを提供します。チェック終了後、各種相談窓口の電話番号を表示します。</p> <p>[目標・方針]</p> <p>年間市民アクセス数 R5年度 20,000件以上 (H30年度 15,968件、R1年度 12,211件)</p>
高齢者のこころの健康づくり事業 (健康増進センター)	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者に関わる関係機関への講演会を開催します。 地域ケア会議(地域包括支援センター主催)において「高齢者の自殺の現状」「市の自殺予防活動」に関する情報提供を行います。 普及啓発活動のためのリーフレット等を作成します。 <p>[目標・方針]</p> <p>R1～R5年の70歳以上の自殺者数 合計40人以下 (H24～H28年 合計 59人)</p>
こころの健康公開講座(大仙こころほっとセミナー) (健康増進センター)	<p>一般市民を対象に、こころの健康についての講演会を年3回実施します。</p> <p>[目標・方針]</p> <p>R1～R5年度 年間参加実人数 平均90人 (H28～H30年度 平均 80人)</p>
日常生活自立支援事業 (市社協・県社協委託)	<p>判断能力が弱まってきた高齢者や知的障がい者、精神障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにお手伝いします。</p> <p>○福祉サービスの利用援助 　福祉サービスを安心して利用できるよう、福祉サービスに関する情報提供や利用手続きなどを行います。</p> <p>○日常的金銭管理サービス 　日常生活に必要なお金の出し入れや、公共料金等の支払いを行います。</p> <p>○書類等の預かりサービス 　預金通帳、印鑑、証書などの大切な書類等を預かります。</p>

高齢者包括支援センター南部・協和 (市社協・大曲仙北 広域市町村圏組合委 託)	<p>市民の身近な相談窓口として、「保健師」「社会福祉士」「主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）」が連携し総合的な支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総合相談支援事業 高齢者に対し必要な支援を把握するため、初期段階から継続して相談支援を行い、ネットワークの構築に努めます。 ○権利擁護事業 福祉サービス等の相談受付と対応を行います（高齢者虐待の防止及び対応、判断能力を欠く状況にある人への支援など）。 ○包括的・継続的ケアマネジメントの実施 高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）と医療機関を含めた関係機関との連携を支援します。 また、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）が地域の介護支援専門員（ケアマネジャー）から相談を受けて支援を行います。 ○介護予防支援と介護予防ケアマネジメントのプラン作成 要介護状態になることを未然に防ぐため、介護予防や健康づくりの啓発を基本に、必要に応じて訪問サービス・通所サービスを利用するための介護予防サービス・支援計画書を作成し、サービス提供後の状況確認を行います。
ちょっとサービス事業 (市社協)	<p>介護保険サービス等では対応できない調理、買い物、病院内の付き添い、入院中の援助などのサービスを提供します。</p> <p>対象者：日常生活に支障をきたしている障がい者世帯や 65 歳以上の高齢者世帯</p>
たすけあい資金貸付事業 (市社協)	<p>一時的に生活が困難になった低所得者世帯や障がい者世帯等に対し、民生児童委員と連携して資金の貸付を行います。</p>
生活福祉資金貸付事業 (市社協)	<p>低所得世帯や高齢者世帯、障がい者世帯等に対し、生活困窮者自立支援事業との連携を図りながら、資金借入の相談や申請手続などの支援を行います。</p>
広報の発行 (市社協)	<p>広報「社会福祉だいせん」を発行し、市内全世帯へ配布します。 また、ポスターを作製し、社協の地域福祉活動を市民にPRします。</p>
ホームページの作成 (市社協)	<p>インターネットから社会福祉協議会の福祉サービスや、福祉活動などを紹介するため、ホームページを作成します。</p>

コミュニティFMの活用 (市社協)	災害発生時における災害ボランティアの募集などを、ラジオ放送を活用して発信します。
社会福祉大会の開催 (市社協)	福祉活動にかかる関係者が一堂に会し、「市民が主体的に支え合い、共に生きる福祉のまちづくり」を目指して開催します。
車いすの貸出 (市社協)	短期間の外出等に使用するための車いすを無料で貸出します。
歳末たすけあい配分事業 (市社協)	市共同募金委員会からの配分を受け、各地域の実情に合わせた援護活動等を行います。 ○見舞金品等の贈呈事業 要援護世帯等に見舞金品等を贈呈します。 ○ふれあい年賀状事業 一人暮らし高齢者世帯に対し、市内の児童・生徒が作成した年賀状を送付し、学校と地域、世代と世代をつなぎます。
法人後見センター事業（新規）(市社協)	成年後見制度の法人後見事業の実施に向けて検討します。 また日常生活自立支援事業と一緒に進めていく体制づくりを進めます。

●成年後見制度利用促進に向けて(大仙市成年後見制度利用促進基本計画)

今後、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、障がい者等の増加が予想されるなど、判断能力が低下した人々への支援のあり方が課題になると考えられます。このような中、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28年5月に施行され、国の利用促進に係わる基本理念及び基本方針が策定されました。成年後見制度利用促進法では、自主的かつ主体的に地域に応じた施策を策定し実施することが、地方公共団体の責務とされました。

本計画を、法第14条第1項に基づく市の「成年後見制度利用促進基本計画」として位置付けます。

○成年後見制度の趣旨

成年後見制度は、認知症、精神障がい、知的障がいなどの理由で判断能力が不十分な人が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに、判断が難しく不利益を被ったり悪徳商法の被害者となったりすることを防ぎ、権利と財産を守り、支援する制度です。平成12年(2000年)の介護保険法施行により、福祉サービスが措置から契約に移行すること等に伴い創設されました。

○成年後見制度とは

判断能力に欠ける、あるいは不十分な人の権利を守る援助者として、家庭裁判所への手続きにより成年後見人等を選任し、契約を代わって結ぶことや、本人の誤った判断による行為を取り消して本人を法的に保護し、その判断能力を補う制度です。

判断能力の不十分な人は、不動産や預貯金などの財産管理や、身のまわりの介助のための介護サービス又は施設への入所などに関する契約を結ぶ必要がある場合、自分で行なうことが難しい場合があります。また、自分に不利益であってもよく判断ができず契約を結んでしまい、消費者被害に遭う恐れもあります。

このような判断能力の不十分な人を成年後見人等が保護し、本人に代わって財産管理や契約行為などの支援を行います。

大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。法定後見にはさらに、「後見」、「保佐」、「補助」という3つの類型があり、家庭裁判所への手続きにより、本人の判断能力の程度に応じて類型が選ばれます。後見制度の申立時に医師の診断書を添付し、申立後に家庭裁判所が必要に応じて鑑定を行い、審判により類型が決定されます。

また、選任される後見人等については、第三者である専門職・法人等が後見人等になる場合と、家族や親族などが親族後見人として選任される場合があります。

○成年後見制度の利用状況

成年後見制度の利用者は近年、増加傾向にあり、令和元年(2019年)末までの累計で全国に約22万人いますが、認知症者、精神障がい者、知的障がい者等の数1,159万人(※)と比較して著しく少ない(1.90%)のが現状です。

平成31年1月から令和元年末までの全国の申立件数は35,640件となっていますが、県では162件、割合は0.45%と、最も低い数字となっています。

このうち、市区町村長申立件数は全国で7,837件、県で25件となっています。

なお、過去の市における市長申立件数は、平成27年度1件、平成30年度2件の計3件です。

※令和2年版障害者白書等による

○市として取り組む施策

市健康福祉部に中核機関を設置し、中核機関としての機能(広報・啓発機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能)の推進を図ります。また、成年後見制度に関する弁護士、司法書士などの専門職の情報を集積し、相互の連携の強化を図ります。

(1)広報及び啓発

- ・成年後見制度の利用を支援する地域の窓口を幅広く周知し、課題を感じた人が適切に相談窓口につながる環境を整備します。
- ・窓口に「成年後見制度相談窓口」といった表示を掲げ、チラシを置き、周知に努めます。
- ・地域における効果的な広報活動推進のため、家庭裁判所、各専門団体等と連携しながら研修会等を行います。広報活動については、一般住民向けのみならず、保健・福祉、医療、地域等の関係者に対し実施することで、地域の権利擁護支援の対応力強化を図ります。
- ・「大仙市認知症相談ブック」に成年後見制度の説明文書を組み入れ、ブック利用者等への理解を図ります。

(2)相談機能及び利用支援

- ・高齢者包括支援センター、市社会福祉課、市社協等での日常の支援や相談、ケア会議等において、権利擁護の必要な人を早期発見し、適切に成年後見制度の利用につなげます。
- ・判断能力が相当に低下する前の段階から本人の意思を尊重しつつ、補助・保佐・後見、任意後見制度を含めた成年後見制度の利用が検討できるよう、成年後見制度の仕組み、制度のメリット・デメリット等を伝達します。
- ・必要に応じて専門職の関与等を支援します。

(3)受任者調整(マッチング)等の支援

- ・専門職団体(弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等)との連携を図り、後見人候補者の人選を円滑に行います。
- ・後見人候補者を推薦する場合には、本人の状況に応じ、適切な後見人候補者の選定のみならず、必要なチーム体制やその支援体制を検討します。

(4)担い手の育成・活動の支援

- ・市民後見人の育成については、専門職後見人や法人後見の活用状況を踏まえながら検討します。

(5)日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

- ・日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携を強化し、日常生活自立支援事業の対象者のうち、保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、日常生活支援事業担当者と中間機関と連携し、成年後見制度へのスムーズな移行を検討します。

(6)後見人の支援

- ・成年後見制度を利用した方で、その費用の負担が困難な方に対し、申立費用や後見人等に対する報酬費用の助成を行っていきます。

(7)関係機関との連携及び調整

- ・行政、家庭裁判所のほか、後見に関する専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士等)や、異なる専門職(医療機関、介護専門職、相談支援専門職、サービス事業者等)が一体的に連携・協力することで、成年後見制度における支援の仕組み(地域連携ネットワーク)を構築していきます。

資料編

資料1 大仙市福祉関係計画等審議委員会	61
資料2 社会福祉法人大仙市社会福祉協議会第5期福祉活動計画策定委員会	67

資料1 大仙市福祉関係計画等審議委員会

(1) 大仙市福祉関係計画等審議委員会条例

平成19年3月26日
条例第32号
改正 平成20年6月27日条例第51号
平成25年6月24日条例第29号
平成26年3月19日条例第17号

(設置)

第1条 市が策定する福祉に係る計画等について審議等を行わせるため、大仙市福祉関係計画等審議委員会(以下「審議委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる計画等について審議し、答申するものとする。

- (1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項の規定に基づく老人福祉計画
- (2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条第3項第11条第3項の規定に基づく障害者計画
- (3) 障害者自立支援法障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく障害福祉計画
- (4) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項の規定に基づく行動計画
- (5) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく地域福祉計画
- (6) 子どもの育成支援に関する条例

2 審議委員会は、前項各号に掲げる計画等について意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議委員会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保健・医療・福祉関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 地域協議会委員等住民の代表者
- (4) 関係団体・ボランティア等の代表者
- (5) 学識経験のある者
- (6) 行政機関関係者
- (7) その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 審議委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、審議委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 審議委員会の事務局は、健康福祉部社会福祉課内に置く。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、第1回の会議は、市長が招集する。

(大仙市障害者計画等策定審議会条例の廃止)

3 大仙市障害者計画等策定審議会条例(平成18年大仙市条例第63号)は、廃止する。

(大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年大仙市条例第47号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成20年6月27日条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年6月24日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例(平成17年大仙市条例第47号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成26年3月19日条例第17号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

(2)大仙市福祉関係計画等審議委員会条例施行規則

平成 19 年 3 月 26 日

規則第 16 号

改正 平成 22 年 4 月 1 日規則第 28 号

平成 23 年 4 月 1 日規則第 21 号

平成 24 年 4 月 1 日規則第 11 号

平成 25 年 6 月 24 日規則第 35 号

平成 28 年 4 月 1 日規則第 42 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大仙市福祉関係計画等審議委員会条例(平成19年大仙市条例第32号)

第 7 条の規定に基づき、大仙市福祉関係計画等審議委員会(以下「審議委員会」という。)の適正な運営を図るために必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第 2 条 審議委員会に、その所掌事項の調査及び審議を行わせるため、次の部会を置く。

- (1) 高齢部会
- (2) 障害部会
- (3) 児童部会
- (4) 地域福祉部会

2 部会は、審議委員会の委員で組織する。

3 部会に所属する委員は、審議委員会委員長が指名する。

(部会長等)

第 3 条 部会に部会長を置き、当該部会委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、部会を総理する。

3 部会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ部会長が指定する部会委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会長は、部会の会議の議長となる。

(庶務)

第 5 条 部会の庶務は、次に掲げる課において処理する。

- (1) 高齢部会 健康福祉部地域包括支援センター
- (2) 障害部会 健康福祉部社会福祉課
- (3) 児童部会 健康福祉部子ども支援課
- (4) 地域福祉部会 健康福祉部社会福祉課

(補則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日規則第28号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年4月1日規則第21号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年4月1日規則第11号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月24日規則第35号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(大仙市行政組織規則の一部改正)

2 大仙市行政組織規則(平成17年大仙市規則第3号)の一部を次のように改める。

[次のよう]略

附 則(平成28年4月1日規則第42号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(3) 大仙市福祉関係計画等審議委員会 委員名簿

所 属 団 体 等	氏 名 (敬称略)	備 考
大曲仙北医師会	木 村 靖 和	委員長
大曲仙北歯科医師会	畠 山 桂 郎	副委員長
秋田県薬剤師会大曲仙北支部	川 田 智 広	
大仙市社会福祉協議会	佐 藤 力	
大仙市民生児童委員協議会	武 田 孝 雄	
社会福祉法人 県南ふくし会 こもれびの杜	内 村 子 敏	
社会福祉法人 水交会	樋 尾 正 義	
大曲仙北地域密着型 介護事業者連絡会	小 松 利 光	
大曲仙北老人福祉施設連絡協議会	佐 藤 義 勝	
社会福祉法人大空大仙 園長会	橋 本 美 紀 子	
県南地区介護支援専門員協会	小 原 秀 和	
NPO法人障がい者自立生活センター ・ほっと大仙	石 川 和 美	
NPO法人まるごとびおら	挽 野 実 之	
角間川小学校	小 原 衣 子	
大曲地域協議会	成 田 麗 子	
神岡地域協議会	工 藤 容 子	
大仙市ボランティア連絡協議会	大信田 孝 文	
大仙市身体障害者福祉協会	太 田 雄 介	
大仙市老人クラブ連合会	富 横 俊 悅	
ふれあい家族会	今 野 利 久 藏	
大仙市手をつなぐ育成会	新 田 亮 子	
大曲公共職業安定所	片 岡 浩 成	
仙北地域振興局福祉環境部	小 國 爾	
大曲支援学校	小 林 司	
市立大曲病院	大 谷 和 生	

(4) 大仙市福祉関係計画等審議委員会 地域福祉部会委員名簿

所 属 団 体 等	氏 名 (敬称略)	備 考
大曲仙北医師会	木 村 靖 和	
大仙市社会福祉協議会	佐 藤 力	
大仙市民生児童委員協議会	武 田 孝 雄	部会長
社会福祉法人大空大仙 園長会	橋 本 美紀子	
県南地区介護支援専門員協会	小 原 秀 和	職務代理
N P O 法人まるごとびおら	挽 野 実 之	
大曲地域協議会	成 田 麗 子	
神岡地域協議会	工 藤 容 子	
大仙市ボランティア連絡協議会	大信田 孝 文	
大仙市身体障害者福祉協会	太 田 雄 介	
大仙市老人クラブ連合会	富 横 俊 悅	

資料2 社会福祉法人 大仙市社会福祉協議会 第5期地域福祉活動計画策定委員会

(1) 社会福祉法人 大仙市社会福祉協議会第5期地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人大仙市社会福祉協議会(以下、「本会」という。)が地域住民や多様な関係機関、団体と連携・協働しながら地域福祉活動を推進するため、第5期地域福祉活動計画を策定することを目的とする。

(策定委員会の設置)

第2条 本会は、第5期地域福祉活動計画策定委員会(以下、「策定委員会」という。)を設置する。

(任務)

第3条 策定委員会は、第5期地域福祉活動計画の策定に関する協議を行う。

(委員の構成)

第4条 策定委員会は、14名以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次の関係者から本会会長が委嘱する。

- (1)社会福祉協議会役員・評議員
- (2)教育・福祉・保健等関係者
- (3)民生児童委員
- (4)福祉員
- (5)市民ボランティア
- (6)地域代表者
- (7)福祉のまちづくり委員会委員
- (8)その他会長が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(プロジェクト会議)

第7条 策定委員会の円滑な運営を図るため、計画の策定に関するプロジェクト会議を置く。

2 プロジェクト会議は、本会の事務局職員をもって構成する。

(事務局)

第8条 策定委員会の事務局は、本会地域福祉課に置く。

(設置期間)

第9条 策定委員会の設置期間は、令和2年7月1日から令和3年3月31日までとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

(2) 第5期地域福祉活動計画 策定委員会委員名簿

所 属 団 体	氏 名	備 考
大仙市教育委員会	栗谷川 学	
大仙市老人クラブ連合会	富 横 俊 悅	
大仙市民生児童委員協議会	石 田 常 盤	副委員長
大仙市ボランティア連絡協議会・大仙雪まる隊	大信田 孝 文	
社会福祉法人柏仁会・ありす刈和野	高 橋 仁	
株式会社TMO大曲・FMはなび	福 原 尚 虎	
結いっこサポーター	深 井 たか子	
地域福祉活動サポーター	田 口 かつみ	
町内会・自治会	齊 藤 隆 彦	
福祉員	小 林 和 子	
福祉のまちづくり委員会委員	今 野 誠 子	
社会福祉協議会役員	高 橋 秀 材	委員長
社会福祉協議会評議員	宮 原 早 苗	

**第4次大仙市地域福祉計画・
第5期大仙市社会福祉協議会地域福祉活動計画
令和3年度～令和5年度**

令和3年3月発行

[編集発行] 大仙市健康福祉部社会福祉課

〒014-8601 秋田県大仙市大曲花園町1番1号

TEL.0187-63-1111 FAX.0187-63-8811

<https://www.city.daisen.lg.jp/>

社会福祉法人 大仙市社会福祉協議会

〒014-0027 大仙市大曲通町1番14号

大仙市健康福祉会館 3階

TEL.0187-63-0277 FAX.0187-62-8008

<http://daisen-syakyo.net/>

